



### THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION

-----

¥平成25年度フッ化物応用研修会 ▼第62回三重県学校歯科衛生大会

▼がん患者歯科医療における口腔ケス▼がん患者歯科医療連携講習■

▶県歯・郡市歯会役員連絡協議会

接风



公益社団法人 三 重 県 歯 科 医 師 会 http://www.dental-mie.or.jp/



## 三歯会報 CONTENTS

## 2013 10・11月号

三重県歯科医師会・郡市歯科医師会役員連絡協議会	1
がん患者歯科医療連携講習Ⅲ(がん緩和医療における口腔ケア)	6
第62回三重県学校歯科衛生大会	14
平成25年度フッ化物応用研修会	17
みえ歯ートネット通信(第6回みえ歯ートネット運営協議会開催)	20
平成25年度第2回郡市会長会議 (田所会長、連携強化の方針を強調 県歯と郡市歯科医師会の役員連絡協議会開催へ)	22
第4回臨時代議員会(永田議長、鎌谷副議長を選出)	26
平成25年度第7回理事会(郡市歯科医師会役員連絡協議会の内容を協議)	28
平成25年度第8回理事会(年度後半の各種研修会について意見交わす)	30
医療管理(診療所待合室の絵画の税務の取扱い)	32
8月・9月会務日誌	22
会員消息/新入会員プロフィール	34
告 知 板 (第41回三重歯科・口腔外科学会開催ならびに特別講演のお知らせ)	38
会員の広場(第35回三重県歯科医師会ゴルフ大会開催される)	39
互助会の現況	40
三重県歯科医師国民健康保険組合	41
編集後記	43

## 三重県歯科医師会 郡市歯科医師会 役員連絡協議会

平成25年8月29日(木) 三重県歯科医師会館



8月29日(木)、三重県歯科医師会と県下11の郡市歯科医師会役員が一堂に会する役員連絡協議会が開催された。これは県歯と郡市会、また郡市会間相互の連携強化を今期のテーマに掲げる田所会長の意向で企画されたもので、三重県歯科医師会では初めての試みとなる。約150名が出席した全体会合では、芝田専務理事が日歯や県歯の機構から、各種関連団体の関係及びそれぞれの役割について詳しく解説。また、今年度から導入した「安否確認システム」の訓練も実施した。その後、会館内に設けられた7つの会場で分科会を開催し、各分野の課題についての情報交換を行った。



全体会合は中井副会長の挨拶で開会。冒頭、挨拶に立った田所会長は、改めてこの協議会の開催 意図を示し、全体会合及び分科会での議論が今後 の関係強化につながる充実したものになることに 期待を寄せた。関連団体からは三重県歯連盟・橋本会長と三重県歯国保及び協同組合の武田理事長が登壇し、来賓として挨拶した。

役員紹介の後、芝田専務理事が、①歯科医師会の機構 ②SECOM安否確認システムーについて報告。機構説明の中では、日歯や県歯、その関連団体の関係や役割が解説され、特に国保組合については、定率補助の削減が俎上に載っている状況を含めて理解を求めた。安否確認システムについては、協議会直前に配信された訓練用一斉メールに対する返信状況をその場で示し、有事の際に活用できるツールであることを説明。会員への周知と登録推進への協力が要請された。

## 第1分科会

### 会務全般



第1分科会には県歯から田所会長、芝田専務理事と中藤、宮田両監事が、各郡市会からは会長、副会長、専務理事、監事等の幹部役員ら総勢32名が出席して会務全般にわたっての意見交換が行われた。

田所会長は冒頭の挨拶の中で今回の連絡協議会の主旨について説明。今後の県歯・郡市会、また郡市会間相互の連携強化の必要性を改めて強調した。また報告として、歯科医療を取り巻く現状等について、7月31日(水)の中医協総会に提出された資料(「歯科医療について(その1)」)等を参考に、歯科の疾病構造の変化や歯科治療需要の将来予想を踏まえつつ、県下の歯科医療・歯科保健のさらなる充実を図るために、県歯役員と郡市会役員が同じスタンスで考え、今後の事業を構築・運営していきたいとの抱負を述べた。

郡市会長とは隔月の会長会議で定期的な意見交 換を続けているが、この日は郡市会の三役等が加 わったこともあり、より活発な意見交換と協議が 行われた。最も時間が割かれたのは、いわゆる未 入会者対策。これまで特に北勢地域を中心に、歯 科医師会に未入会のまま歯科診療所が開設される ケースの増加が懸念されてきたが、近年は郡市会 で入会を促す積極的な取組みが進められており、 一定の成果が出ている。そうした取組みが功を奏 した事例が報告された一方で、入会について意を 尽くしてもなかなか理解が得られない事例も少な からず残ることも報告され、出席者からは地域ご との問題点が示される等、活発な議論が行われた。 また、多くの郡市会で今年度から新執行部が発 足していることもあり、会務運営のあり方につい ても様々な意見交換が行われた。公益法人制度改 革に伴い今年から新たに社団化した郡市会も多く、 基本的な議事運営の手順や総会開催の工夫、ICT の活用による会務運営の効率化についても話し合

芝田専務理事からは「がん患者歯科医療連携」 をはじめとした県内の医科歯科連携事業の進捗状況や、大規模災害時における対応・体制について の県歯の取組みについて報告があり、今後の郡市 会との連携強化に向けた協議も行われた。

われた。

### 第2分科会





第2分科会は今期から新たに学術担当となった 蛭川理事が座長を務め、郡市会からは学術担当役 員の他、桑員・藤田副会長、伊勢・伊藤常務理事 も参加し、10地区13名での会議となった。参加者 の自己紹介の後、蛭川理事が日歯及び県歯の学術 関連事業の年間スケジュールや今年度の日歯生涯 研修セミナーの開催概要、さらに昨年度に県歯が 行った地区助成金事業等について報告した。続い て日歯及び県歯のウェブサイトの活用について、 実際にサイトを閲覧しながら紹介。日歯生涯研修 事業システムにおける学術情報の閲覧方法を説明 した他、県歯ウェブサイトでは、がん患者医科歯 科連携事業における三重県内登録歯科医院の名簿 をすでに一般公開していること、医療関係者向け のページでは研修会と講習会の開催予定情報が開 示されていること、さらに学術関連情報のページ では最新の歯科診療ガイドラインの情報や貸出し 可能な図書、DVDのリストに加え、「歯科適用の ある薬」のデータベースが提供されていることが 紹介され、検索方法についても詳しく説明された。

協議では、各郡市会が例年行っている講習会・研修会の開催状況や今年度の開催予定について聴き取りを行うとともに、松阪より事前に協議題として提出されていた「県歯と郡市会の開催する学術

研修会のコンセプト」について意見交換を行った。 県歯で今年度に開催を予定している学術研修会は、 がん患者医科歯科連携講習をはじめ、医科との連 携を強化するために必要なテーマであることが説 明され、郡市会で行われる学術研修会とのコンセ プトの違いについて明確化された。

その後、学術研修会を計画する段階での、講師とテーマの選定方法等について活発に情報交換。 今後は、県歯学術委員会と郡市会の学術担当役員 が、県歯ウェブサイトやEメールを活用しながら 情報共有を図っていく方針で合意した。

また、日歯・国がんによる「がん患者歯科医療 連携事業」におけるDVD講習会の郡市会での開 催については、県歯が調整を行っていくこと等を 確認した。

### 第3分科会





第3分科会は県歯役員4名と郡市会役員23名が 出席した。最初に県歯・羽根常務理事より平成25 年度公衆衛生事業計画、いい歯の8020審査表彰等 についての報告があり、その後、郡市会から提出 された協議題に沿って、①郡市会の公衆衛生活動 ②三重県での学校保健並びに三重県歯科保健計画 一についての協議が行われた。

公衆衛生活動については、歯周病節目検診等の一般検診について各郡市会から現況報告があり、 共通した課題である受診率向上のための工夫(検 診の無料化、告知方法等)や検診当日の治療について意見交換した。健康フェスティバル等の啓発 事業については、市町の財政事情が原因で中止の 方向に進んでいる市町があるとの報告の一方で、新しい取組みとして亀山市では節目検診を30歳から始めていること、津市では歯と口の健康週間事業の中で口腔がん検診を実施したこと、名張市では食育条例の制定に向けて活動していること、菰野町では特定保健指導で歯周病についての講演や検診を行っていること等も報告された。

学校歯科保健活動については、フッ化物洗口についての協議が中心になり、郡市会の出席者からは「小・中学校における(フッ化物洗口の)実施が進みづらい」との報告があった。これに対して県歯側からは、保育園・幼稚園等からフッ化物洗口を実施していくことにより、その有効性や安全性についての保護者の理解を広げ、受益者側から小・中学校での実施を望む声が上がることを期待する方向性が示された。

また、三重県歯科保健計画に関連しては、各市町での口腔保健条例制定の進捗状況について報告され、県歯役員からは県条例と市町での歯科保健推進を連携させるためのポイントや、禁煙指導において歯周病の予防に関連付けて啓発活動をしていくことの必要性が説明された。

## 第 4 分科会 社会保障



今期の社保委員会は、全ての郡市会から1名ずつ委員が選任されているため、今回の分科会も重複するメンバーが多かったが、この日は県歯理事会が開かれている役員室での開催となったので出席者は何時になく緊張した面持ちで会議に臨んだ。

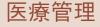
前半は郡市会提出の協議題を参考に、県歯側からの報告が行われた。井上理事からは「県歯・社保委員会の立ち位置」について、▽公益事業と共益事業について▽社保委員会の目指す姿▽日歯及び三歯連盟との関係―等の観点から説明された。次に、前田理事より会員からの質問への対応について、▽質問に当たっては郡市会担当者の回答例も添える▽返戻レセプトは個人情報を抹消したう

えで複写添付する▽誤解が生じることを防ぐため に質問者へ直接連絡をすることがある▽正確な回 答のために時間を要する場合もある一等の注意点 が詳しく説明された。笠井理事は介護保険請求の 現状について説明し、郡市会からの関連質問にも 回答した。保険医療機関に対する指導・監査につ いては、個別指導等の選定基準について稲本理事 が、三重県における指導の現状について大杉常務 理事が説明。個別指導立会に当たっての対応の実 際についても詳述された。

協議では、平成26年度診療報酬改定に向けて、 出席者からの要望の聴き取りが行われた。今期、 大杉常務理事は日歯・社保委員も務めており、地 方からの声を中央へ届けることが期待される。

今回の分科会は、社保委員会とは異なる位置付けでの開催だったが、初めての試みでもあり、県歯からの報告事項が盛りだくさんとなった分、郡市会からの出席者の意見聴取や郡市会間連携について十分な時間を割くことができなかった等の課題も残った。一方で、県歯側の姿勢について時間をかけて説明できたため、郡市会担当者の理解が深まったという手応えも感じられた。

### 第5分科会





第5分科会では、県歯側から▽今期の医療管理 委員会の概要▽平成25年度県歯事業計画及び事業 スケジュール―が報告され、医療管理委員会の管 轄する事業範囲が、医療安全、医院経営からコ・ デンタルスタッフ対策、税務等、広がっている現 状が示され、郡市会担当者に対しても理解と協力・ 連携が要請された。

協議では、郡市会が提出した協議題に沿って意見交換が行われた。まず、クレーム・トラブルの情報提供・共有について、県歯が受けている医療相談の内容についてはその詳細を全会員に公開することは難しいが、重要な案件については郡市会長会議で逐次報告している旨が説明され、今後、ヒヤリ・ハット等も含めた事例報告を検討する可能性も示唆された。保健所等による医療機関の立

入検査(医療監視)への対応については、県歯より会員に配布されている「医療の安全確保の指針」を活用することが推奨された。この「指針」については今期、医療管理委員会で改訂作業を行う予定である。郡市会担当者からは、管轄の保健所によって立入の周期が違うため、5年以上立入がない地域もあるとの報告があった。

診療所の診療時間については医療監視の際の確認事項の一つとなっているが、診療報酬請求の関係上、保健所への届け出とは別に東海北陸厚生局にも届け出る必要がある旨の注意喚起も行われた。この他、県歯・医療管理講習会のテーマについても、郡市会担当者の意見の聴き取りが行われた。

### 第6分科会

### 広報情報



第6分科会では、県歯側から▽対会員広報▽対外広報▽最新歯科医療実態調査―等について報告した。対会員広報については、県歯公式ウェブサイトやメールマガジン等、ICTを活用した取組みについて改めて説明し、特に「MDA News」「Sunshine Net」等の会員専用コンテンツに注力

していることが強調され、郡市会員へ広く周知し活用を促すことが郡市会担当者に要請された。郡市会からも事前アンケートを元に、それぞれの広報事業の実際について報告を受けた。郡市会の中でも社団としての歴史が長く、会員数も多い会では会報の発行を含めた広報事業が確立している一方、小規模の会では逆に対会員広報の必要性がないほど、常日頃から会員間の連絡が密に取られている様子がうかがわれた。

協議では、県歯ウェブサイト会員専用ページに 掲載している「郡市歯会短信」の作成手順につい ての確認が行われた他、対会員広報における電子 媒体と紙媒体の使い分けについて、県歯・郡市会 双方の取組みを紹介しながら、より有効な活用方 法について意見交換した。

## 第7分科会

### 福祉厚生



第7分科会では、浜瀬理事より今年3月の互助会制度改正について解説された。既に周知されている内容ではあるものの、細部については質問も

出され、郡市会担当者の理解を深める助けになったようだ。次いで、会員死亡時の手続きについて、歯科医師ではない家族には対応困難なものが多いため、県歯でその詳細についてまとめた冊子を作成していることが紹介された。協議では各郡市会が行っている福祉厚生事業について報告。それぞれの抱えている課題を共有しながら情報交換が行われた。会員の年齢や社会情勢により会に求められる福祉厚生事業は変化する。今後は県歯・郡市会間の連携を密にしながら、そうした変化に即応した福祉厚生事業の展開を図っていくことが求められるとの認識を共有することができた。

#### がん患者歯科医療連携講習Ⅲ

### がん緩和医療における口腔ケア

平成25年9月8日(日) 三重県歯科医師会館



9月8日(日)、日歯・国立がん研究センターに よる医科・歯科連携講習会「がん患者歯科医療連 携講習Ⅲ」が開かれた。今回は「がん緩和医療に おける口腔ケア」と題して3名の講師が講演。神 戸大学大学院医学研究科・木澤義之特命教授は講 演2「緩和ケア概論」で緩和ケアが終末期やホス ピスなどに限定されるものではなく、がん治療と 補い合うものであるという"包括的がん医療モデ ル"を示したうえで、講演3「がん疼痛の評価と 治療」の中で現在の疼痛治療のスタンダードとし て、アセトアミノフェンまたはNSAIDsの使用 からオピオイドの導入、さらに副作用への対応ま でを詳述した。続いて近畿大学医学部附属病院の 松岡弘道講師が講演4「気持ちのつらさとコミュ ニケーション」として、"気持ちのつらさ"の評価 と治療ステップから専門医へのコンサルテーショ ンまでの概要を説明。患者とのコミュニケーショ ンについても、基本から「悪い知らせを伝える」 際の技術までを具体例を示して解説した。最後に、 国立がん研究センター中央病院・上野尚雄歯科医 長が講演5「がん緩和医療における口腔ケア」で、

▽口腔乾燥▽カンジダ感染▽口臭―等への対応から口腔ケアの実際までを紹介した。内容の濃い長時間の講習だったが、270名を超える参加者は最後まで熱心に聴講した。

研修会の冒頭、挨拶に立った県歯・田所会長は、 三重県での「がん患者歯科医療連携講習」の実施 に当たって多大な尽力をされた静岡県立静岡がん センターの大田洋二郎・歯科口腔外科部長が6月 末に出張先のドイツで急逝されたことを報告し、 心からの感謝と哀悼の意を表したうえで、参加者 全員とともに黙祷を捧げた。続いて挨拶に立った 三重県健康福祉部医療対策局・細野 浩局長は、 国のがん対策推進基本計画(24年6月)と三重県 がん対策戦略プラン第2次改訂(25年3月)に 「多職種でのチーム医療の推進」と「医科歯科連 携における口腔ケアの推進」が明記されているこ とを報告するとともに、「みえ 歯と口腔の健康づ くり条例」に基づく施策の推進のため、9月10日 (火)、県庁内に三重県口腔保健支援センターが開 設されることを報告した。

#### 【講演1】日歯・国がん連携の目的及び事業概要の理解

三重県歯科医師会・芝田憲治専務理事

芝田専務理事からは、5月・6月に開催されたがん患者歯科医療連携講習(IまたはIとII)を受講し、連携登録を希望した医療機関についての名簿を作成し、県歯公式ウェブサイトで公開したことが報告され、がん患者が紹介された際には、医科歯科連携事業の目的を理解し、適切に対応す

るよう要請された。

また、歯科口腔外科のない病院との連携を強化するための折衝も始まっており、病院の医師・看護師らから要望されている、歯科の疾病や治療法についての研修会の開催も今後検討していく方針も示された。

#### 【講演2】緩和ケア概論

神戸大学大学院医学研究科内科系講座 先端緩和医療学分野 木澤義之特命教授

#### 現在のがん緩和ケアの考え方

私が緩和ケアに従事していると話すと、多くの場合「ホスピスのような場所で毎日のように"看取り"に関わっている」と誤解される。手術や放射線、化学療法等の治療の手立てがつきた後に行われる"終末期医療"のイメージなのだろう。しかし、それは過去のがん医療のモデル(図1)である。そうした固定概念は今日を限りに捨てていただきたい。現在提供されている緩和ケアはそのような概念に基づくものではない。



図 1

2002年にWHOは「緩和ケアとは、生命を脅かす病に関連する問題に直面している患者と家族の痛み、その他の身体的、心理社会的、スピリチュアルな問題を早期に同定し適切に評価し対応することを通して、苦痛を予防し緩和することにより、患者と家族のQuality of Lifeを完全する取組みである」と定義している。その一つ前の1987年のバージョンとの違いは、「対象となる疾患はがんに限らないこと」「対象者が積極的な治療に反応しなくなった人だけではないこと」。つまり、疾患の種類や時期は問わないということである。さらに予防的(プロアクティブ)な対応が緩和医療の大きな目的になる。

初発のがんが治癒に至る割合は50~60%だが、 固形がんが再発した場合の治癒率はほぼ0%である。従ってがん治療の目標としては「治癒」と「予 後の延長とQOLの向上」の二つを挙げる必要が ある。一方、緩和ケアの目標は、QOLをできる 限り高め、患者の予後に良い影響を与えることに ある。つまり、がん病変の治療と緩和ケアの目標 は一致しており、両者はお互いに補い合う関係に ある。これを包括的がん医療モデル(図2)と呼ぶ。



図 2

2006(平成18)年の「がん対策基本法」及びこれに基づくがん対策推進基本計画(19年策定、24年改定)もこうした世界的なトレンドに沿ったものであり、基本計画の全体目標の一つに「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」が挙げられており、これを達成するための重点課題として「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」も明記されている。

ただし、「望ましい死」を迎えるに当たって「何

を大切にしたいか」は人によって異なる。共通して重要だと考えることもあれば、人によって重要さが異なる部分もある。従って緩和ケアにおいては、個別性に配慮して対応することが必要になる。

がん患者の苦痛は多面的であり全人的に捉えることも求められる。療養生活を送りたいと思う場所も、時期により変化するため、いつでも、どこでも、切れ目のない質の高い緩和ケアが提供できる体制を整備する必要がある(図3)。

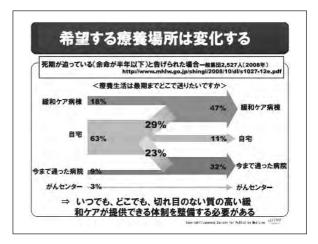


図 3

### 【講演3】がん疼痛の評価と治療

神戸大学大学院医学研究科内科系講座 先端緩和医療学分野 木澤義之特命教授



#### がん患者の痛みの評価

緩和ケアに当たって第一に重要なことは、がん 患者の痛みについて正しく評価することである。 WHOの「がん性痛緩和のガイドライン(Cancer Pain Relief)」では、痛みの評価について以下の項目が挙げられている。▽患者の痛みの訴えを信じ、過小評価しない▽痛みの強さを測定し、把握する▽患者の心理状態を把握する▽痛みの経過を詳しく問診する▽身体診察を慎重に行う▽必要な検査を指示し、検査結果を判定する▽薬以外の治療法の適応も検討する▽治療を開始したら除痛の程度を判定する一。

問診に当たっては、「どこが痛みますか?」と 部位を確認する。これはがん患者の訴える痛みの 原因が全てがんによる痛みだとは限らないからで ある。新しく出現した症状については新しい病変 や合併症の出現の可能性を考えるべきだし、痛み の原因となる病変の有無について、画像診断等を 用いて評価する必要もある。

痛みの性状と分類について表1に示す。

		痛みの性状と分	類
侵害受	内臓痛	腹部腫瘍の痛みなど局在 があいまいで鈍い痛み ズーンと重い	オピオイドが効き やすい
侵害受容性疼痛	体性痛	骨転移など局在がはっきり した明確な痛み ズキッとする	突出痛に対するし スキューの使用が 重要になる
神経障害性疼痛		神経叢浸潤、脊髄浸潤など、びりびり電気が走るような・しびれる・じんじんする痛み	難治性で鎮痛補助薬を必要とする ことが多い

表 1

侵害受容性疼痛とは、組織が外からの傷害(ダメージ)を受けたために起きる疼痛であり、内臓痛は心筋梗塞や膵炎、胆石の痛み等で、痛む場所を一点では示しにくい鈍い痛みである。体性痛は歯の痛み等のように局在が明確な、鋭い痛みである。一方、組織ではなく神経そのものが末梢で侵害されて起きるのが神経障害性疼痛である。内臓痛にはモルヒネを代表とするオピオイド鎮痛薬が、体性痛にはNSAIDsが用いられるが、神経障害性疼痛は難治性であることが多い。

痛みの評価に当たっては痛みの強さと痛みのパターンを把握する必要がある。痛みの強さを評価する方法には、数値化(NRS:Numerucal Rating Scale)して聞く場合と、言葉による表現(VRS:Verbal Rating Scale)で評価する場合がある。数値化する場合には、症状が全くない時を0、これ以上ひどい症状が考えられない時を10として現在の症状を10段階の数値で示してもらうようにしている。言葉で表現してもらう場合は、 $\nabla$ 痛みがない $\nabla$ 少し痛い $\nabla$ かなり痛い $\nabla$ 耐えられないくらい痛い-等から当てはまるものを示してもらえばよい。そのうえで、その痛みが生活に及ぼしている影響(支障の程度)や現在の治療効果に対する満足度(日常生活動作が可能になっている

か)を聞く。

また、痛みはそのパターンにより持続痛と突出 痛に分けられる。それによって対処の仕方も違う ので、どちらに相当しているかを確認することも 重要である。痛みのパターンには一日中痛い持続 痛や、そうした持続痛に突出痛の加わったもの、 時々痛くなる突出痛のみの場合等がある(図 4 )。

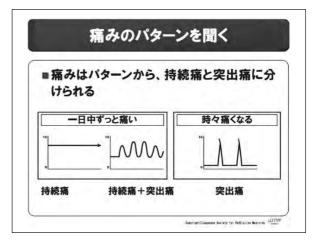


図 4

#### がん疼痛の薬物治療

鎮痛薬の使い方に関する5原則を以下に示す。

- ① 経口的に (by mouth)
- ② 時刻を決めて規則正しく (by the clock)
- ③ 除痛ラダーに沿って効力の順に (by the lader)
- ④ 患者ごとの個別な量で(for the individual)
- ⑤ そのうえで細かい配慮を (with attention to detail)

②については、がんによる痛みに対応する緩和ケアにおいては、痛みが出てから鎮痛薬を投与する頓用方式だけでは痛みが消失した状態を維持できないので、定期的な投与が重要になることを説いている。③は患者の予測される生命予後の長短にかかわらず、痛みの程度に応じて躊躇せずに必要な鎮痛薬を選択することを示している。WHOでは痛みを「軽度」「軽度から中程度」「中程度から高度」の3段階に分けており、これを除痛ラダーと呼ぶ(ラダーとは階段の意)。つまりこの3段階の程度に合わせて階段のように弱い薬から強い薬を使っていくことになる。

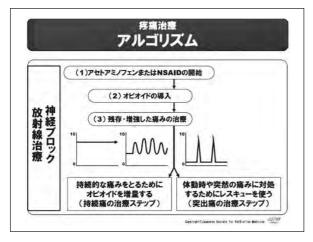


図 5

疼痛治療のアルゴリズムを図5に示す。具体的な投与方法としては、まず、非オピオイド鎮痛薬のアセトアミノフェンまたはNSAIDsの投与から開始し、増量しても除痛が不十分な場合には、オピオイドを導入する。

オピオイドとは、オピオイド受容体と親和性を 有する物質の総称で、モルヒネ様の薬理作用を発 揮するものである。我が国で使用できるオピオイ ドのうち、がん疼痛治療薬として推奨されている 代表的なものとしては、コデイン、トラマドール、 モルヒネ、オキシコドン、フェンタニル等がある。 モルヒネは最も古くから利用されているオピオイ ドであるが、そのイメージのためかオピオイドに 対しては「中毒=依存症に陥るのではないか」と 懸念する患者が少なくない。このような場合には、 オピオイドに対する抵抗感や誤解の内容を尋ね、 適切な説明を行って誤解を解くとともに、オピオ イドの使用目的と副作用及び副作用への対処方法 を説明する。オピオイドとして代表的な薬はトラ マドールで、非オピオイド鎮痛薬が全く効いてい ない場合以外は、非オピオイド鎮痛薬を継続した うえで、オピオイドを追加する。トラマドールは 1日100mg(分4)から開始するが、天井効果が あるため1日300mgまでは増量が可能である。

オピオイド導入時に重要なことの一つが副作用 対策である。オピオイドに共通する主な副作用と して、嘔気(嘔吐)・便秘・眠気が挙げられる。

嘔気(嘔吐)は、オピオイドの投与初期や増量 時に見られ、出現頻度は30%程度で、乗り物酔い をしやすい人に多い。原因は消化管のぜん動運動抑制と化学受容器引金帯(CTZ:Chemoreceptor trigger zone)への刺激によるものと考えられる。継続使用により  $1 \sim 2$  週間で耐性が生じるが、いったん出現すると継続投与が難しくなるので制吐薬等による予防対策が大切だ。便秘症状はほとんど全ての患者に現れ(トラマドールを除く)、耐性も生じないことからオピオイド導入時から下剤を併用することが推奨される。眠気は多くの場合初期だけでその後軽減するが、症状が著しい場合はオピオイドの減量や中止、薬剤の変更を考える。

オピオイドを導入しても痛みが残存するか痛みが増強する場合、持続痛では定時オピオイドを増量(増やす場合には1.5倍量が原則)し、それでも痛みがコントロールできない場合には専門家へのコンサルテーションを行う。がんが骨転移した時に生じる骨転移痛の治療には、骨病変の進展予防に加え鎮痛の効果を期待してビスフォスフォネート製剤が用いられることがあるため、医科歯科の連携が一層必要とされる。

なお、特定非営利活動法人日本緩和医療学会緩和医療ガイドライン作成委員会編集による『がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン(2010年版)』(金原出版発行)は、同学会のサイトにも掲載されているので参照されたい。

(http://www.jspm.ne.jp/guidelines/pain/2010/)

#### がん疼痛の非薬物療法・ケア

痛みは気持ちとのリンクが強いものであり、疼 痛治療には非薬物療法及びケアも含まれる。

例えば、夜間に痛みの訴えが多いのは、気持ちが痛みだけに集中してしまうためだ。痛みの閾値を下げる要因としては、▽不眠▽疲労▽恐怖▽倦怠感▽孤独感一等が挙げられる。逆に、▽睡眠▽周囲の人々の共感や理解、ふれあい▽気晴らしとなる行為一等は痛みの閾値を上げる働きがある。そこで薬物療法と並行して、これらの閾値を下げる因子を軽減し、閾値を上げる因子を高めるケアを行うことが望ましい。

#### 【講演4】気持ちのつらさとコミュニケーション

近畿大学医学部附属病院 内科学主要内科部心療内科分野 松岡弘道講師



#### 気持ちのつらさの評価方法

「気持ちのつらさ」とは、がんと告知された場合の悲しみ、心配、死への恐れ等の通常の状態から、うつ病、不安障害(パニック障害等)といった重症の状態までの連続した概念である。気持ちのつらさを悪化させる因子には、①医学的要因としては、▽進行がん・再発がんの場合▽痛み等の身体症状のコントロールが不十分な場合▽全身状態が悪い場合一等に気持ちのつらさが悪化する。一方、個人的・社会的要因としては、▽若年者である場合▽神経質な性格である場合▽うつ病等の精神疾患の既往がある場合▽社会的サポートが乏しい場合▽教育歴が短い場合一等には、これらが危険因子として働き、気持ちのつらさが悪化することがある。

「気持ちのつらさ」の評価をする場合、まず開かれた質問(「はい・いいえ」では答えられない質問)で心配の内容を聞き、次にケア(治療)が必要かどうかを判定するため、気持ちのつらさを同定する。具体的には「一日中気持ちが落ち込んでいませんか」や「今まで好きだったこと(趣味)を楽しめなくなっていませんか」といった質問で、このいずれかに「はい」と答えた場合には、ケア

が必要な気持ちのつらさである可能性が高く、専門家へのコンサルテーション(紹介)が必要だと 考えられる。同定に当たっては気持ちのつらさを 数値化する「つらさと支障の寒暖計」を用いるこ とも有効である。また、希死念慮(「死にたい」 という気持ち)の有無を家族等に確認することも 重要である。ただし、患者は、本当の気持ちを伝 えていないことが多いので注意を要する。

#### 気持ちのつらさの治療ステップ

気持ちのつらさの治療にはステップ  $1 \sim 3$  があるが、精神的サポートは全てのステップで行われる(図 6)。

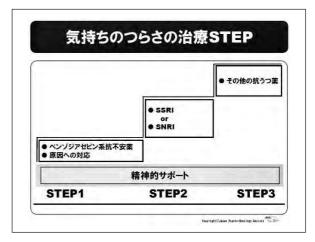


図 6

精神的なサポートに当たっては、患者の言葉に 耳を傾け、批判したり価値判断したりせずに、受 容的に接することが基本である。

ステップ1では、痛みや吐き気等の身体的苦痛が気持ちのつらさの原因になっていれば鎮痛薬や制吐薬の使用を検討する。ソーシャルサポートの拡充が効果的に働くこともある。ステップ1で使用されるベンゾジアゼピン系の抗不安薬は数日で効果が出る薬剤なので、処方後1週間経過しても改善が見られなければステップ2に移行する。ス

#### 2 0 1 3 • 10.11

テップ2で用いられるSSRIやSNRI等の抗うつ薬は効果判定に時間がかかるので、評価は投与後3週間後に行う。その結果、「楽になった」との評価がなければステップ3の薬物療法を検討することになるため、精神科医や心療内科医へのコンサルテーションを考慮する。ケアが必要な気持ちのつらさを有する場合、希死念慮を訴える場合も、コンサルテーションの対象になる。

患者とのコミュニケーションでは、患者のつら さを受け入れ、患者の生きる意味を支える希望を 持っていれば、たとえそれが非現実的なものであっ ても拒否せずに支持し、達成可能な目標の設定・ 実現をサポートする。大きな目標をいくつかの実 現可能な希望に分けて、一つずつ対処できるよう に目標を立てることも効果的である。

#### 基本的なコミュニケーション

医師にコミュニケーション技術が不足していると、患者に精神的苦痛を与えるだけでなく、患者が主治医に重要な情報を開示しなくなる等、様々な問題を引き起こしてしまう。コミュニケーションにおいては言語的メッセージに加え、非言語的メッセージが重要な役割を果たしている。基本的なコミュニケーション技術は、▽身だしなみや座る位置等のコミュニケーションの準備▽話を聴くスキル▽質問するスキル▽応答するスキル▽はまるスキルである。具体的には、患者の気持ちを受け止め、患者の気持ちを繰り返し、相手の気持ちや気がかりを探り理解し、その気持ちが理解できるものであることを明確に伝える。

#### 悪い知らせを伝えるコミュニケーション

一方、がん医療においては、①難治がんの診断を伝える②がんの再発と進行を伝える③積極的抗がん治療の中止を伝える一という三つの「悪い知らせ」を伝えるコミュニケーションが必要になる。こうした「悪い知らせ」を伝えられる際に、患者が医師に対してどのようなコミュニケーションを望んでいるかを調査し、まとめたものがSHAREである。SHAREは、S(Supportive environment):支持的な環境設定/H(How to deliver the bad news):悪い知らせの伝え方/A(Additional information):付加的な情報提供/RE(Reassurance and Emotional support):安心感と情緒的なサポートの提供一の4つのカテゴリーの頭文字をとって名付けられた名称で、70の項目で構成されている。

以下、起承転結の流れを具体的に示す。起:事前に重要な面談であることを伝え、家族の同席を促す。当日はプライバシーが保てる場を準備する。患者に対してオープン・クェスチョンを投げかけ、患者の気がかりを知り、気持ちを和らげる。経過を振り返り、病気に対する患者の認識を知る。承:心の準備ができる言葉がけを行った後、「悪い知らせ」を分かりやすく明確に伝える(患者の気持ちを受け止め、沈黙の時間をうまく使うこと、共感の言葉を投げかけることが重要)。転:治療、セカンドオピニオンや生活面への影響等、今後のことについて話し合う。結:要点をまとめ、最後まで治療に当たること、見捨てないことを伝え、患者の気持ちを支える言葉をかける。



#### 【講演5】がん緩和医療における口腔ケア

国立がん研究センター中央病院・上野尚雄歯科医長



#### がん緩和医療患者の特徴

がん緩和医療患者は、全身状態の悪化に加え、セルフケアが困難なため、様々な口腔トラブルを生じやすい。にもかかわらず、注意やケアがそれ以外の身体的な苦痛症状に集まりやすく、口腔トラブルへの対応は後手に回りやすい。口腔内のトラブルは局所の問題にとどまらず、▽身体的苦痛(乾燥、口内痛)▽精神的苦痛(味覚異常、食べる楽しみの低下)▽社会的苦痛(口臭や疼痛が会話の減少の原因となり、抑うつや疎外感が強まる)一等により気持ちのつらさを引き起こし、患者のQOLを大きく低下させてしまう。従って、がん終末期の口腔ケアは、人として尊厳のある死を迎えることを目的としたものであると言える。

#### がん緩和医療患者の口腔トラブル

がん緩和治療中で最も頻度の高い口腔トラブルは「口腔乾燥」(うがい程度では改善しない病的な乾燥)である。これは加齢、放射線治療、各種薬剤の副作用等による唾液分泌刺激の低下、口呼吸、酸素投与の他、終末期患者におけるドライサイド(過小輸液)での維持管理等も原因として挙げられる。進行がん患者の「つらさ」についての調査でも口腔乾燥(78%)が高率に認められている。また、口腔乾燥は▽自浄作用低下▽咀嚼・嚥下障害▽口腔の違和感、疼痛▽義歯の適合悪化▽味覚障害一等の二次的な問題を引き起こすだけでなく、

感染リスクの上昇や経口摂取の低下という問題にもつながる。口腔乾燥への対応としての保湿には様々な対症療法が試されているが、市販の含嗽剤は乾燥を助長させるアルコールを含有しているので注意が必要である。国立がん研究センターでは、ハチアズレとグリセリンを混和したうがい薬を用いることが多い。

次に多いのは「カンジダ性口内炎」で、抗がん 剤治療中、自覚症状のあるカンジダ症の発症率は 30~50%にも達する。カンジダ感染の判断基準と しては、持続性疼痛の発現や味覚異常が挙げられ る。また、カンジダ性口内炎には、①偽膜性 ②肥 厚性 ③紅斑性 (萎縮性) の3種類があり、典型的 な偽膜形成のないものもあるため注意が必要であ る。カンジダ性口内炎に対しては、抗真菌薬が奏 効することが多いが、軽症の場合には口腔ケアの みでも改善することがあり、保湿と義歯の管理も 重要である。

「口臭」も頻度の高いトラブルである。がん治療中には、生理的口臭の増悪だけでなく、肝臓疾患のアミン臭や腎臓疾患のアンモニア臭等、全身状態が原因になることや、壊死臭や感染臭等が引き起こされることもある。口腔ケアで改善できない口臭への対処方法としては、補助的な口臭予防剤の使用や嫌気性菌をターゲットとした抗菌薬の使用も有効である。

がん緩和医療患者の口腔ケアは、▽ケア開始前の口腔粘膜の保湿▽タフトブラシによる歯牙清掃 ▽生理食塩水綿球による歯面・粘膜面の清掃▽仕上げの保湿―という流れが一般的である。

口腔ケアに使用する器具は、一般の診療所で簡単に用意でき、特別な治療や技術も必要ない。緩和医療患者の口腔ケアは、人が生きるために、また尊厳のある最期を迎えるために大きく寄与できるものである。積極的に取り組んで欲しい。

(理事・蛭川幸史 記)

## 第62回三重県学校歯科衛生大会

平成25年8月22日(木) 三重県歯科医師会館



8月22日(木)、三重県教育委員会と三重県歯科 医師会の共催により第62回三重県学校歯科衛生大 会が開催され、歯科医師、歯科衛生士の他、学校 関係者、行政関係者を含め85名が出席した。今回 は岐阜県教育委員会の原 永子氏を講師に招き、 「子どもの笑顔や自信を育てる歯・口の健康教育」 と題した講演が行われた。原氏は岐阜県山県市内 の小・中学校の養護教諭としてフッ化物洗口の実 施に尽力し、歯科保健に関する研究発表や手引の 作成にも携わってきた。講演では山県市の歯科保

健における、市、学校、歯科医師会の多職種連携の取組みや、養護教諭としての「子どもの個の力を高める健康教育」について語った。養護教諭には、学校と地域医療機関とのコーディネートを担う役割を果たす存在であり、学校歯科保健に関わる歯科医師にとって重要なパートナーであることを改めて確認する講演会となった。

### 子どもの笑顔や自信を育てる歯・口の健康教育

岐阜県教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 課長補佐兼係長 原 永子

「歯・口の健康が健康教育の入り口」と言われているのは、毎日の生活や心の状態が歯・口の状態に現れ、目に見えて分かるからである。歯・口の健康づくりが心身の健康づくりにつながり、学校教育の質の向上、人格形成の重要な地盤になるとの考えで保健活動を進めている。

岐阜県の学校歯科保健は、「生きる力をはぐくむ 歯・口の健康づくり推進事業(日本学校歯科医会)」、 「学校歯科保健推進指定校(岐阜県歯科医師会)」、 「健康教育推進学校表彰(日本学校保健会)」、「全 日本学校歯科保健優良校表彰(日本学校歯科医 会)」、「岐阜県学校歯科保健優良校(岐阜県教育委 員会・岐阜県歯科医師会)」等、いくつかの研究指定や表彰により広がっていった。これらの表彰制度やフッ化物洗口を実施する市町村の増加、歯・口の健康教育の取組みにより、岐阜県下のう蝕が減少してきたが、歯・口の健康教育を「ヘルスプロモーションの理念(図1)に基づいた取組み」として実施してきたことも大きな理由と考えている。昭和33年に施行された学校保健法も、平成21年の学校保健安全法への改称・改正に伴い、従来の「保健活動と保健教育の両輪で個人の力を高める」という考え方から、健康づくりをさせる環境づくりや地域との連携に重点が移ってきている。



図1 ヘルスプロモーションの概念図

法改正に先立って取りまとめられた中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組みを進めるための方策について」(20年1月17日)の中では、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の役割についても、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役等の積極的な貢献、健康診断や適切な予防措置や保健指導が求められることが明記されている。また、審議会の中で触れられたヘルスプロモーティング・スクール(WHOが提唱する、学校を中核として地域社会や家庭のもとに包括的に進める総合的な健康づくり)の考え方も重要だ。

岐阜県では毎年、学校歯科保健研究大会が開かれているが、以下では22年度に山県市で行われた 大会での発表の内容を中心に紹介する。

山県口腔保健協議会ではかねてから農山村地域でのう蝕の多発が毎年話題に上り、その対策が求められていたが、15年に厚労省から「フッ化物洗口ガイドライン」が出されたことを契機に、山県歯科医師会から山県市行政と教育委員会に対してフッ化物洗口が提案され、16年度から実施されることになった。山県歯科医師会では、フッ化物洗口をう蝕の減少だけを目的とするものとはせず、それを題材の一つとした健康教育の展開を目指しており、研修もフッ化物洗口と健康教育をセットにして実施した。洗口はミラノールを用いて、幼稚園・保育園では250ppm/7ml/30秒/週5回、小学校・中学校では450ppm/10ml/60秒/週1回で行われた。また、事業の検証に当たって信頼で

きるデータを得られる体制を整えるため、事前に 診断基準やCOに対する取扱いの統一を図るべく、 歯科医師会により養護教諭や歯科衛生士を含めた 研修会も開催された。

こうした取組みの結果、フッ化物洗口開始時には1.49あった12歳児のDMFT指数が、8年経過した24年度のデータでは0.1と1/15にまで減少する高いう蝕抑制効果が得られ(図2)、学校間や個人の健康格差も解消されている。これは関係者がお互いの立場を理解して協議を重ね、フッ化物洗口と健康教育を両輪とした歯・口の健康教育を継続して実践してきた結果と考えている。

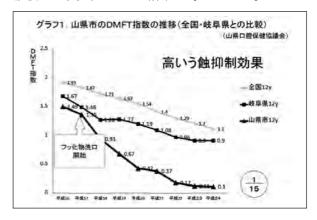


図2 山県市のDMFT指数の推移

山県市では行政も「赤ちゃんからお年寄りまで 一生おいしく食べられる歯、楽しくおしゃべりで きる口、自信の持てる笑顔」を目指して歯科保健 に取り組んでいる。乳幼児の歯科健診とブラッシ ング指導、フッ化物塗布、保育園・幼稚園でのフッ 化物洗口、保護者や勤労者の歯周病予防教室、高 齢者や寝たきり者の歯の手入れ等、対象や問題に 合わせて事業を展開している。これまでは学校任 せで関与の薄かった学童期・思春期の児童生徒及 びその保護者についても、フッ化物洗口の開始を きっかけに市健康福祉部こども家庭課の関わりが 始まっており、歯科衛生士による洗口事業巡回指 導、家庭教育学級(保護者向けフッ化物洗口説明 会や歯周病予防教育)、親子歯磨き教室等が市の 事業として実施されている。学校では歯科衛生士 による洗口液の作製や洗口状態の確認、薬剤師に よる薬剤管理巡回指導も行われる。フッ化物洗口 開始前の園児の保護者を対象にした説明会では

#### 2 0 1 3 • 10.11

フッ化物洗口の効果や安全性、洗口の方法等について解説し、保護者自身にも体験してもらっているが、「(家庭で)自分や家族も取り組んでみたい」との声も聞こえてくるようになった。市民側にも「自分の健康は自分で守る」という意識が高まっていることが感じられる。

山県市養護教諭部会では、こうした「歯・口の健康づくり」が、自分の健康を見つめ全身の健康課題を解決する力をつけることにつながるのではないかと考え、さらなる取組みを進めた。まず、どの学年で何をするのかを明らかにし、系統的に指導する必要があると考え、年間指導計画とそれに基づく指導案を作成、授業実践を行った。教材教具の作製、「かむかむセンサー」を用いた体験学習、RDテスト、プラークの観察等を通して、自分の歯・口への興味を高める授業も行われている。

さらに、個別指導に力を入れる学校も増えてきている。定期健康診断でCO・GOと診断された児童・生徒を対象に口腔内写真を撮影し、CO・GOの部位をマーキングした個人カルテを作成、半年後の健康診断で再度口腔内写真を撮影して前回と比較し、自分の努力が実感できるような試みが実践されている。高学年児童による低学年児童への歯磨き指導も実施され、それぞれにとって良い刺激となっている。家庭とは、「歯の健康ノート」を利用した情報交換を行うことにより、保護者と一緒に歯肉を観察する習慣も見られるようになり、周囲の大人の歯・口の健康づくりにも波及効果が現れている。

学校でのこうした取組みが進む中で、校内で校 長、担任、養護教諭の間で情報交換が頻繁に行わ れるようになるとともに、学校と関わる家庭や行 政、学校歯科医、地域との連携も強まり、学校間 や養護教諭間の横の繋がりも密接になっていった (図3)。山県市には歯科衛生士が20名登録され、 担任や養護教諭とチームを組んで個別のブラッシ ング指導を実施している。養護教諭が学校歯科医 と相談して立案した指導計画を市へ提出する。こ れに沿って市が日程の割振りをして、校長と市の 歯科衛生士双方に依頼、ブラッシング指導が行わ れる。指導後は校長も含めたカンファレンスを行い、学校側の理解をさらに深めるように努めている。

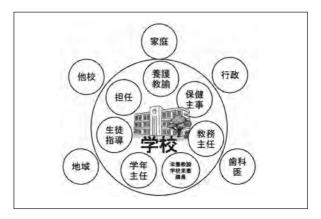


図 3

山県市栄養教諭・学校栄養職員部会では、歯・口の健康を考えた食生活指導のあり方をテーマに、噛むことへの意識を高めることに取り組んできた。よく噛んで食べることの大切さを訴えるため、試食会や講演会を開くとともに、学校では実際の食事が生きた教材となるように、毎月8日を「いい歯の日」としてよく噛んで食べるメニューや歯に良い献立を取り入れている。

こうした連携は、歯科医師会・行政・学校・家庭や地域、それぞれにとって有益だった。歯科医師会の視点に立てば、連携の強化により事業の効果が表れ、保健活動が活性化する効果があり、市にとっては、これまで事業対象外であった学童期の保健活動も担うようになったことが家庭との連携につながり、乳幼児→学童・思春期→成人→高齢者―と各ライフステージのシームレスな連携も可能になった。学校にとっては専門家による直接の指導によって得た知識が授業に生かせることも恩恵と言える。

山県市の歯・口の健康づくりはヘルスプロモーティング・スクールの入り口だ。フッ化物洗口は人生の困難さを示す坂道を緩やかにする行政の働きを象徴し、学校での健康教育は子ども自身が健康に生きる知識とスキルのプレゼントに他ならない。この二つの取組みをバランスよく組み合わせるための連携をこれからも継続していきたい。

(理事・福森哲也 記)

## 平成25年度 フッ化物応用研修会

平成25年8月25日(日) 三重県歯科医師会館



8月25日(日)、平成25年度フッ化物応用研修会が開かれた。講師は朝日大学歯学部長で、口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野の磯崎篤則教授。これまでも毎年のように三重県で講演しているフッ化物応用の第一人者である。今回は「フッ化物をめぐる誤解をどう解く?」と題して、誤解の多いフッ化物の中毒や安全性についての解説とともに、新潟県及び佐賀県の小学校・幼稚園でのフッ化物洗口の実際やDMF指数の変化等も紹介された。今年度の研修

会には行政、教育関係者49名を含む140名が参加したが、質疑応答ではフッ化物洗口の実施を想定した具体的な質問が目立つ等、県内の関係者の意識の変化がうかがえた。研修会後にはフッ化物洗口推進事業の説明会も実施された。

### フッ化物をめぐる誤解をどう解く?

朝日大学歯学部長 口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野 磯崎篤則教授

#### 日弁連の意見書

23年2月2日、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣あてに日本弁護士連合会(日弁連)より「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」が提出された。意見書の趣旨は以下のようなものである。「虫歯予防のために、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等で実施されるフッ素洗口・塗布には、安全性、有効性、必要性・相当性、使用薬剤・安全管理、追跡調査、環境汚染に関して、様々な問題点が認められる」「このような問題点を踏まえると、集団フッ素洗口・塗布の必要性・合理性には重大な疑問があるにもかかわらず、行政等の組織的な推進施策の下、学校等で集団的に実施されている」「これによって、個々人

の自由な意思決定が阻害され、安全性、有効性、 必要性等に関する否定的見解も情報提供されず、 プライバシーも保護されない等、自己決定権、知 る権利及びプライバシー権が侵害されており、日 本における集団によるフッ素洗口・塗布に関する 施策遂行には違法の疑いがある」「よって、当連合 会は、医薬品・化学物質に関する予防原則及び基 本的人権の尊重の観点を踏まえ、厚生労働省、文 部科学省、各地方自治体及び各学校等の長に対し、 学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗 布を中止するよう求める」一。

#### "予防原則"の適用は妥当か?

日弁連は意見書の中で、"予防原則"について 「化学物質・医薬品について、専門機関・政府によ

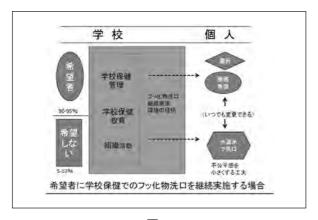


図 1

る安全性の評価は時代とともに変遷し、たとえある時点で安全と評価されていても、後世になって危険性が明確になるという事態が生じているため、被害が現実化・深刻化する前に予防的に対処する必要があり、フッ素利用でも、医薬品・化学物質であるフッ化ナトリウム等を処方する以上、予防原則の観点で対処する必要がある」と述べている。

確かに新薬や医学データの少ない物質の利用に 関してこの予防原則を適用することに妥当性はあ るかもしれない。しかし、フッ化物は長い歴史の 中で人間とともにあった物質であり、天然に飲料 水に含まれるフッ化物イオンの濃度と、人間を対 象とする疫学調査から確立された実績のあるフッ 化ナトリウム(NaF)の利用に対して、こうし た原則を当てはめる必要性は低いと考える。

#### 尊重されるべき基本的人権とは何か?

また、意見書は「(日本における集団によるフッ素洗口・塗布に関する施策遂行に関しては)自己決定権、知る権利及びプライバシー権が侵害されている状況が存在していると考えられ」「違法の疑いがある」と述べているのだが、一方でフッ素洗口の危険性を声高に語りつつ、「集団利用」をことさらに否定する議論には違和感を覚えざるを得ない。それほど安全性に懸念が残るのであれば、たとえ受益者の選択の下であってもその実施は否定されるべきではないのだろうか。

公衆衛生と基本的人権という視点で語るならば、 我が国での集団的フッ化物洗口は、後述するよう に細やかな配慮とともに個人選択性で実施されて

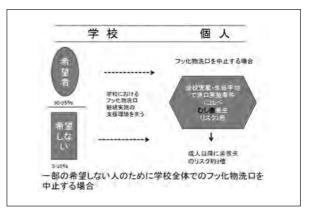


図 2

いるため基本的人権の侵害には当たらないだろう。 むしろ、健康でありたいと望むことが基本的人権 の一つであり、それぞれが平等にヘルスケアを受 けられる実績のある方法こそがフッ化物洗口だと いうのが私たちの見解である。

学校でフッ化物洗口を継続実施する際には事前の希望調査を行う。経験則では90~95%程度が希望することが多い。この希望に沿うべく学校においてフッ化物洗口を継続実施する環境が提供される。その環境下でも、洗口を希望しない者に無理強いされることはないし、洗口を行うかどうかはいつでも変更可能、不公平感を小さくするために非希望者には水道水による洗口を行うという配慮もなされている(図1)。逆にフッ化物洗口を希望しない5~10%の判断に重きを置いた場合には、学校でのフッ化物洗口を継続実施する環境が失われ、90~95%の希望がかなえられなくなるとともに、虫歯の発生リスクは2倍に、その結果として成人以降に歯を喪失するリスクは3倍になってしまう(図2)。

#### 薬事法等も踏まえた洗口剤の選択と管理

意見書第7項では集団でのフッ化物洗口のためのNaF試薬の処方が薬事法に抵触する疑いがあるかのような指摘がなされている。しかし、歯科医師がフッ化物洗口に関する学術的な知識を有し、その判断によってNaF試薬をフッ化物洗口に採用する場合には薬事法の適用を受けないし、厚生労働省が承認した医薬品(ミラノール、オラブリス等)の存在と歯科医師の判断によるNaF試薬

の採用とは何ら矛盾しない。

24年3月16日には厚労省食品局から、「卸売販売業が学校歯科医の指示に基づきう蝕予防のために必要な医薬品を「学校の長」に販売すること」を認める通知が出されている。これは保育所等の児童の福祉施設の長及び市町村等の保健予防担当部署にも準用してかまわないと解される。

保育園や幼稚園では市販フッ化物洗口剤(フッ化物濃度:225~220ppm)を週5回法で使用していることが多く、小・中学校では週1回法を選択することが多い。そのため、多くの学校ではNaF試薬を用いた900ppmの洗口剤を調合し使用している。しかし、今年8月20日付で、市販洗口剤を900ppmの洗口剤として用いることが承認されたので、今後普及が加速すると思われる。

養護教諭によるフッ化物洗口溶液の調合については、国から適法であるとの見解が示されている。また、保健担当の教職員がフッ化物洗口溶液を作製することも、家庭でフッ化物洗口する場合に保護者が薬剤を溶解していることに準じると考えられ、これも不適切なことであるとは言えない。フッ化物洗口溶液の管理は、通常の清潔や衛生上の観点にならって適切な安全管理が行われている。

#### フッ化物洗口の有効性

意見書は第7項で虫歯が減少している状況を鑑みて、集団フッ化物洗口の必要性についても疑義を唱えている。確かにフッ化物配合歯磨剤の普及により虫歯は全国的に減少傾向にはあるものの、歯磨剤の普及だけでは限界に達していることが分かってきている。

12歳児のDMFT指数の変化からもフッ化物洗口の普及の程度により、都道府県別及び市町村別の地域格差が著しくなっていることが分かっている。新潟県はフッ化物洗口によりDMFT指数の改善に成功した先進県として知られているが、フッ化物洗口の実施率は48%程である。これに対し佐賀県は90%の実施率を誇る状況にあり、将来的にはDMFT指数でも新潟県に追いつき、追い越す可能性もありそうである。

#### 環境汚染の危険性

意見書は環境汚染の可能性にも言及しているが、フッ化物の種類や濃度の区別ができていない意見のように感じられる。衣服や紙等の防汚、撥水加工に使用されているパーフルオロオクタンスホン酸(PFOS)やテフロン加工に用いられるパーフルオロオクタン酸(PFOA)等の有機フッ化物は人工的に合成された物質で自然界には存在しないが、フッ化物洗口に使用されるのは自然界に存在する無機フッ化物であり環境汚染に関与するとは考えにくい。19年には新潟県でフッ化物洗口に伴う学校下水中のフッ化物濃度が調べられたが0.1~0.2mg/ $\ell$ だった。海水中のフッ化物濃度が1.3mg/ $\ell$ 、下水の基準が8mg/ $\ell$ 以下であることと比較すれば、フッ化物洗口が環境汚染に関与するとは思われない。

#### フッ化物の安全性

急性中毒症状としては嘔吐、悪心、下痢等の可能性が考えられるが、通常の使用量・濃度であれば仮に誤飲しても中毒が発生する可能性は極めて低い。「歯のフッ素症」「骨のフッ素症」等の慢性中毒は、時期と量という二つの条件が重なると発現するが、フッ化物洗口でこうしたフッ素症が出ることは99.9%ありえない。

#### 最後に

フッ化物応用普及を阻む人々は、▽論文等の根拠を無視した解釈▽見せかけの論争(「賛否両論がある(その比率は示さない)」「専門家の間でも議論になっている」等)▽怖い言葉(「(がん、アルツハイマー等の)重篤な疾病の可能性」「未知の恐怖」等)▽大きな嘘▽あてこすり▽反面の真実一等のテクニックを用いて人を惑わせてしまう。

子どもたちの歯・口の健康を守るために、間違った知識に基づく誤解を解き、フッ化物応用を正しく普及させることが必要であると考えられる。

(理事・伊東 学 記)



## みえ歯ートネット通信

http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/

### 第6回みえ歯ートネット運営協議会開催



7月25日(木)、第6回みえ歯ートネット運営協議会が開かれた。会合では、県歯・田所泰会長が協議会会長に選出され、副会長に三重県自閉症協会・中野会長と三重県健康福祉部医療対策局・佐々木医療政策総括監兼次長が就くことが決定された。

平成24年度事業については、齋藤センター長に より、センターから歯科診療所への紹介が1件、 歯科診療所からセンターへの紹介が14件、センターから三重大学医学部附属病院への紹介(全身麻酔下での歯科治療)が5件あったことが報告された。続いて25年度事業計画について協議。みえ歯ートネット事業の一環として行っている特別支援学校や障がい児福祉施設等での歯科保健指導については、昨年度の実績が10件で、今年度も10月から来年2月にかけ同程度を実施することが了承された。また、現在登録されている124件の協力歯科医院での障がい児(者)の診療状況や研修の受講状況等に関するアンケート調査についても意見が交わされた。

今年度のみえ歯ートネット研修会については、 26年1月26日(日)に、一般向け講演の講師に特別 支援教育ネットワーク代表である宇部フロンティ ア大学・小栗正幸臨床教授を、医療従事者向け講 演の講師として神奈川県平塚市開業の芳賀 定氏 を招聘して開催することが決まっている。

#### 障害者歯科センター診療状況

8月

診療日 8日

診療担当者 常勤1名、非常勤5名

内訳・会員2名、大学3名

延患者数 146名

9月

診療日 8日

診療担当者 常勤1名、非常勤5名

内訳・会員2名、大学3名

延患者数 144名

Mie Heart Net & Handicapped Person Odontology Department Center

## 歯医者さんが来てくれる

### 「訪問診療可能歯科医療機関」への掲載について



三重県歯科医師会では訪問歯科診療の普及を 進めるため、ホームページに訪問歯科診療が可 能な歯科医療機関についての情報を掲載してい ます。

新たに掲載希望の会員は、三重県歯科医師会 事務局までご連絡下さい。

公益社団法人 三重県歯科医師会 〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2 TEL 059-227-6488



## みえ歯ートネット



## 協力歯科医院について

「歯科治療を受けたいけれど、障がいがあるので不安……」、そんな方たちのために、地域の歯科診療所と三重県障害者歯科センターが手をつなぎました。みえ歯ートネットは、障がいのある方が安心して歯科治療を受けていただくためのネットワークです。

病院歯科

全身麻酔が
必要な方

障害者歯科センター

対応が
難しい方

協力歯科医院

三重県歯科医師会では会員を対象にみえ歯ートネット協力歯科医院への登録を受け付けています。 登録を希望する方は、三重県歯科医師会事務局までご連絡下さい。

#### 【登録するとどうなるの?】

- ① みえ歯ートネットホームページで、「歯 科医院名・所在地・電話番号」を公開し ます。
- ② 障害者歯科センターとの連携を行い、障がいのある患者を相互に紹介し、患者の歯科受診の利便性を図ります。
- ③ 地域の障がい児(者)福祉施設から歯科保 健指導等の依頼があったときに、担当を お願いすることがあります。

平成25年度

## 第2回郡市会長会議

July

平成25年7月25日(木) 三重県歯科医師会館

## 田所会長、連携強化の方針を強調 県歯と郡市歯科医師会の役員連絡協議会開催へ



7月25日(木)、平成25年度第2回郡市会長会議が開かれた。6月27日に発足した田所新執行部の下では初の開催。郡市会側も新会長が多く、また今回は各専務理事等が帯同したため、新鮮な雰囲気の中での開催となった。田所会長は冒頭で新会長としての所信を表明し、郡市会との連携を強化する方針を改めて強調した。郡市会長側からもこれを歓迎する声が上がり、8月29日(木)には三重県歯では初めての試みとなる県歯と郡市会役員との連絡協議会を開催することが決まった。また、日歯をはじめとした関連諸組織の新役員等についても報告され、現・県歯執行部からも4名が日歯の委員会に参加することになり、大杉常務理事が社会保険委員、羽根常務理事が地域保健委員、太田常務理事が税務・青色申告委員、桑名理事が医療管理委員に就任することが紹介された。委員会報告では、大杉常務理事から、施設基準等に関する定例報告とともに保険医の異動等の届け出を遺漏なく行うよう注意があり、辻副会長からもコ・デンタルスタッフの業務範囲について、患者の誤解を招かないために管理者が十分に配慮するよう求められた。

#### 一般会務報告



一般会務報告では芝田専務理事より、▽会員数 ▽関連団体(三重県歯科医師国保組合、同協同組 合並びに(株)エムディ、同連盟)の役員▽代議員 及び予備代議員▽常任委員▽三重県警察医▽年間 行事予定一等について報告された。25年4月1日 ~7月24日の期間での入会は10名で、現会員数は 865名。

#### 委員会事業報告

#### 【学術】(蛭川理事)



#### 歯科保健指導用DVD中学生編の購入について

6月に日本学校歯科医会監修による『歯を大切に「中学生編」Vol.1、2』を購入した。貸出し希望者は県歯事務局まで申込みいただきたい。 平成25年度日歯生涯研修セミナー(東海信越地区愛知県会場)の開催について

9月1日(日)、愛知県歯科医師会館で開催。 講師はAチーム(新潟県会場でのBチームによ る講習は7月21日(日)に開催、終了)。

#### 【公衆衛生】(福森理事)

平成25年度歯と口の健康週間事業県審査結果について

「親と子のよい歯のコンクール」「よい歯の児 童生徒」「歯・口の健康に関する図画・ポスター コンクール」の県審査が全て終了した。

#### 口腔ケア推進支援事業について

4年前まで実施していた事業を再開する。介

護福祉施設等でモデル施設を選定し、高齢者に対して専門的口腔ケアを行うことにより高齢者の心身の活性化とQOLの向上を目指すもの。9月26日(木)に事業説明会を実施。事業実施期間は、11月から来年2月を予定。



病院歯科における口腔ケア実践研修について 昨年度同様、藤田保健衛生大学七栗サナトリ ウムと済生会松阪総合病院で実施予定。

#### 【社会保障】(大杉常務理事)

#### 平成25年度施設基準状況報告について

保険医療機関が7月1日現在における施設基準実施状況について届け出るための報告書が送付されているが、全ての保険医療機関が提出するよう郡市会でも周知いただきたい。今回は報告書1ページ目に「インターネット接続状況に関するアンケート」が記載されているが、これは平成26年度以降、東海北陸厚生局のホームページから保険医療機関が報告様式をダウンロー

#### 2 0 1 3 • 10.11

ドできるよう対応することを検討しており、そのための参考とするものである。また、併せて送付された「留意事項」にあるように、勤務する歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の異動や施設基準の届出内容、診療時間等に変更があった場合は7月1日の定例報告とは別に速やかに届け出る必要があるので注意されたい。



#### 集団的個別指導について

8月22日(木)に実施される。今年度は53件が 対象となった。通知が届いた医療機関は必ず出 席していただきたい。

#### 歯科用貴金属の随時改定について

7月24日(水)の中医協で示されたとおり、25年10月に改定されるのは歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー状パラタルバー用の告示価格のみで、歯科鋳造用金銀パラジウム合金は改定されない。

#### 【医療管理】(辻副会長、桑名理事)

勤務医等の届け出及びコ・デンタルスタッフの業 務範囲について

医師免許偽造等による「なりすまし医師」等の事例が報道された影響もあってか、県歯の医療相談窓口に、県民から歯科医師の資格確認の問い合わせが見受けられるようになっている。動務医等を雇用する場合は、歯科医師免許等の資格確認はもちろん、各種届け出や院内掲示等も遺漏なく行うよう注意されたい。また、歯科衛生士や歯科助手の業務範囲についても患者の誤解を招かないよう注意されたい。

アナフィラキシーショック発生の可能性のある材料について

標題の件について日歯より情報提供があった。 歯科治療中に使用した医薬品によりアナフィラキシーショックが発生した事例が報告されているため、日歯は日本歯科商工会に調査を依頼し一覧として取りまとめた。県歯ウェブサイト会員専用ページ [医療管理関連情報/医薬品関連情報]に掲載しているので、厚労省作成の「重篤副作用疾患別マニュアル(アナフィラキシー)と併せ参照されたい。

#### 歯科衛生士需給対策について

3年ぶりに県内の歯科衛生士就労状況調査を行った。調査対象は県内の歯科衛生士養成校卒業生1,431名で、回収率は37.5%。歯科衛生士の資格を有し、歯科衛生士として就業している者は67.7%、歯科衛生士以外の仕事をしている者は10.1%、働いていない者は22.2%という結果となった。10月6日(日)には平成25年度歯科衛生士復職支援講習会を県立公衆衛生学院(津)で実施予定である。高校生を対象としたインターンシップ及びジョブシャドウィング事業も継続して実施している。



平成25年度 B L S ヘルスプロバイダーコース (G2010) 開催について

昨年度から従来のAED講習会からのレベルアップを図り、BLSヘルスプロバイダーコースとして講習を行っている。今年度は9月29日(日)に開催する。

#### 【広報情報】(太田常務理事)

#### 対会員広報について

県歯では対会員広報として『三歯会報』、公式 ウェブサイト会員専用ページ、メールマガジ ン等を活用している。メールマガジンは県歯 E-MAIL配信登録者に割り当てられたアドレ スに配信しているが、パソコンの買替え時等に 設定漏れとなっているケースも少なくないよう である。メールの受信設定の確認について郡市 会でも呼びかけをお願いしたい。

#### 最新歯科医療実態調査について

今年度は最新歯科医療実態調査を実施する。 すでに調査票は送付済みである。郡市会でも回 収率向上に向けてご協力をお願いしたい。

#### その他の報告

芝田専務理事から、平成24年度の郡市会長会議で協議を重ね統一を図った県歯及び郡市会への入会手続きについて改めて説明があり、郡市会での入会承認についての県歯への通知を文書等の形式で明確にするよう要請された。また、5月より運用を開始したセコムトラストシステムズ株式会社が

提供する「安否確認サービス」の7月時点での登録率が26%にとどまっているとの報告があり、今後予定している訓練実施に向け、郡市会でも登録を推進するよう依頼された。また、辻副会長からは25年3月の第2回臨時代議員会において議決された互助会規程の改正についての説明が行われた。

#### 協議事項

#### 県歯・郡市歯会役員連絡協議会の開催について



執行部より県歯・郡市歯科医師会役員連絡協 議会の開催が提案され、芝田専務理事が説明を

行った。都道府県歯科医師会では日歯による地区割に応じて役員連絡協議会を開催しており、これをベースに様々な事業運営の参考とするための情報交換が日常的に行われている。これを参考に、県下11の郡市歯科医師会の役員が一堂に会する機会を設けて郡市会間の横のつながりを強化するとともに、県歯との連携もより深める機会にしたいとの趣旨である。執行部からは8月29日(木)の午後に全体会議と、事業ごとに7つの分科会を開催する案が示され、了承された。

(広報情報委員・廣田好昭 記)



## 第4回臨時代議員会

平成25年7月25日(木) 三重県歯科医師会館

## 永田議長、鎌谷副議長を選出



7月25日(木)、第4回臨時代議員会が開かれた。この日は役員・代議員とも顔触れを一新しての開催。 議長に永田健一代議員(四日市)、副議長に鎌谷義人代議員(津)を選出し、議事運営特別委員会・選挙管理 委員会・裁定審議委員会等の特別委員会についての議案等が審議された。議事運営委員には星野良行代議 員(桑員)ら7名を選出。選挙管理委員と裁定審議委員については事前承認として後日、郡市会で選出する こととなった。また、顧問については田中勇雄元会長、峰正博前会長の他、弁護士及び税理士等5名に 委嘱することが決議された。



会議冒頭、24年4月から25年7月までの物故会員11名に対し黙祷が捧げられた後、会長挨拶を挟んで前任役員、代議員、郡市会長ら15名の表彰が行われた。議長・副議長の選出では、まず四日市選出の永田健一代議員(写真右)を推薦する声が上がりこれを全員が承認、永田議長により津選出の鎌谷義人代議員(写真左)が副議長に推薦され同様に承認された。その後、芝田専務理事より今期の役員が紹介された。

#### 会長報告・会務報告

田所会長からは、少子高齢化に伴う疾病構造の変化に対応するため、様々な意味での連携を重視した会務運営を行いたいとの所信表明の後、▽日本歯科医師会役員▽日本歯科医師連盟役員▽日本歯科医学会役員▽日本学校歯科医会役員▽三重県

医師会役員一等が報告された。

芝田専務理事からは会務報告として、▽三重県 歯科医師会代議員・予備代議員▽常任委員▽平成 25年度年間事業計画予定▽郡市歯科医師会役員一 等が紹介された。

#### 議事

第1号議案 議事運営特別委員会委員の選出に関する件

第2号議案 選挙管理委員会委員の委嘱に関する件

第3号議案 裁定審議委員会委員の委嘱に関する件

第4号議案 顧問の委嘱に関する件

第1号議案の議事運営特別委員会委員の選出については、議事運営特別委員規約に従い互選により、星野良行(桑員)、早川豊治(四日市)、萬好哲也(津)、杉山拓紀(松阪)、小林裕典(伊勢)、村田省三(伊賀)の各代議員が選出された。

第2号議案の選挙管理委員会委員については、 選挙規則第6条により、選挙管理委員会委員及び 予備委員の数は各11名とし、代議員の議決による 指名に基づいて会長が委嘱することとなっており、 慣例に従い各郡市会から委員1名、予備委員1名 を選出することとし、事前承認として議決された。

第3号議案の裁定審議委員会委員については、

裁定審議会規則第5条により、委員7名を代議員会議決による指名に基づいて会長が委嘱することとなっており、慣例に従い桑員・四日市から1名、鈴鹿・亀山から1名、津・松阪から2名、伊勢・志摩から1名、尾鷲・南紀から1名、伊賀から1名を協議のうえ選出することとし、第2号議案と同様に事前承認として議決された。

第4号議案では今期の顧問を、田中勇雄元会長、 峰 正博前会長、倉田嚴圓弁護士、植村公順税理 士、岡本孝三税理士の5名に委嘱する案が示され、 満場一致で可決された。

(常務理事・太田賢志 記)



平成25年度

## 第7回理事会

## August

平成25年8月1日(木) 三重県歯科医師会館

## 郡市歯科医師会役員連絡協議会の内容を協議

8月1日(木)、平成25年度第7回理事会が開かれた。社会保障委員会からは中医協が26年度改定に向けて、周術期口腔機能管理についての調査を実施すること等が、公衆衛生委員会からは要保護児童スクリーニング指数(MIES+)のマニュアル作成や、施設等を対象とした口腔ケア推進支援事業の実施予定が報告された。広報情報委員会からは、4~6月に続いて10~12月にもFM三重の情報番組へのコーナー提供を行うことが提案され、



了承された。第18回三重県歯科保健大会とも関連付けて「かかりつけ歯科」の啓発等を盛り込む予定だ。 議事では初めての試みとなる県歯・郡市歯会役員連絡協議会の運営について話し合われた。

#### 一般会務報告

芝田専務理事からは、7月25日の第4回臨時代 議員会での事前承認を受け、郡市歯科医師会から 選出された選挙管理委員会委員及び裁定審議委員 会委員が報告された。それぞれ第1回委員会が9 月19日(木)に行われる予定。また、東海信越地区 各歯科医師会の新役員をはじめ、日歯の各種委員 会委員、日本歯科医学会評議員及び予備評議員等 についてもそれぞれ新たな陣容が報告された。日 歯の常任委員会については、三重県歯科医師会か らは、大杉常務理事が社会保険委員に、羽根常務 理事が地域保健委員(2期目)に、太田常務理事が 税務・青色申告委員(2期目)に、桑名理事が医療 管理委員に、それぞれ委嘱されている。

#### 委員会事業報告

#### ●社会保障委員会

【事業活動】自主懇談等【出席会議】社保・国保審査委員会(歯科)歯科医師会連絡協議会(7/23)【報告事項】歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査、後発医薬品の差額通知の実施

#### ●医療管理委員会

【事業活動】第1回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会(7/18)、歯科相談(4件)【報告事 項】歯科衛生士新卒求人申込状況、共有ツール を使用する場合の情報管理の取扱い

#### ●学術委員会

【事業活動】第1回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会(7/18)【報告事項】平成25年度日 歯生涯研修セミナー(愛知県会場)、日本歯科医 学会編集「歯科インプラントの治療指針」【協 議事項】学術講演会(10/27)について、地区助 成金事業について

#### ●福祉厚生委員会

【事業活動】第1回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会 (7/18)

#### ●公衆衛生委員会

【事業活動】平成25年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」県審査(7/4)、要保護児童歯科健診・歯科保健指導(7/18)、平成25年度歯と口の健康週間各事業県審査(1次・2次)(7/25)【出席会議】学校歯科保健課題解決支援協議会、公衆衛生委員会(7/18)、第6回みえ歯ートネット運営協議会、児童相談所一時保護所入所者への歯科健診・歯科保健指導打合せ会、第2回在宅医療推進懇話会(7/25)【報告事項】歯科の立場からの児童虐待防止の取組みに関するアンケート結果、口腔ケア推進支援事業、病院歯科における口腔ケア実践研修、平成25年度「食と健康フォーラム」(10/20)チラシ、歯の健康力推進歯科医師等養成講習会

#### その他の報告

- 1. 障害者歯科センター報告
- 2. 介護保険給付審査会報告
- 3. 第18回三重県歯科保健大会について



(愛知会場) 【協議事項】要保護児童スクリーニング指数活用マニュアルについて

#### ●広報情報委員会

【事業活動】第1回広報情報委員会(7/18)、 平成25年度最新歯科医療実態調査、会員・役員 名簿の更新、FM三重『はぴはぴ子育て』打合 せ(7/11)、三重テレビ『歯チカラ5』打合せ (7/18)【報告事項】三重テレビ『とってもワ クドキ!』田所会長出演(7/10)、日本歯科医 師会雑誌表紙掲載用写真提供

- ●災害時の対応・体制に関する委員会 【報告事項】日本法歯科医学会第7回学術大会 (7/14)
- ●がん患者医科歯科連携事業に関するPT 【協議事項】がん連携役員研修会(9/5)
- ●日歯委員会報告

第1回社会保険委員会 (7/14) / 第1回地域保 健委員会 (7/31)

#### 協議事項

- 1. 災害時の体制整備について SECOM「安否確認システム」について
- 2. 会務並びに事業の運営について



#### 審議事項

第1号:三重県歯科医師会・郡市歯科医師会役員連絡協議会の運営について

第2号:口腔ケア推進支援事業実施要領について

第3号:FM三重『はぴはぴ子育て』第二期(10月~12月)の提供について 第4号:新入会申請について/小澤進一郎(四日市)、臼井聡美(四日市)

第5号: 互助会入会申請について

第6号: 互助会給付について(7月4日~7月31日申請分)

平成25年度

## 第8回理事会

## September

平成25年9月5日(木) 三重県歯科医師会館

## 年度後半の各種研修会について意見交わす

9月5日(木)、平成25年度第8回理事会が開かれ、8月29日(木)に開かれた県歯・郡市歯科医師会役員連絡協議会の各分科会での協議内容について、担当理事からそれぞれ詳しい報告が行われた。議事では、10月27日(日)に今年度1回目の学術研修会を口腔外科関連のテーマで開催することや、みえ歯ートネット研修会を1月26日(日)に開催すること等が決定された。

#### 会長報告

田所会長は、7月31日(水)の中医協総会に提出された資料「歯科医療について(その1)」を示し、歯科医療を取り巻く現状についての認識を踏まえたうえで今後の事業遂行に当たるよう指示した。その他、▽社会保障改革国民会議の報告書及びこれに対する日歯の見解▽消費税8%引上げ時の対応についての中医協消費税分科会の議論▽三重県がん対策推進条例制定の骨子案▽三重県口腔保健

支援センターの設置一等についても報告された。 がん条例の骨子案は8月5日(月)の平成25年度第 1回三重県がん対策推進協議会に示されたもので、 県行政の歯科保健推進体制に関連して、がん治療 周術期における医科歯科連携についても言及され ている。三重県口腔保健支援センターについては、 9月10日(火)に県庁内で開所式が行われる。

#### 委員会事業報告

#### ●社会保障委員会

【事業活動】自主懇談、個別指導立会、亀山歯科医師会社保講習会(8/25)【報告事項】レセプト電子化猶予中の医療機関に対するお知らせ、三重県国保連合会福祉医療費助成事務に係る電子媒体の様式等

#### ●医療管理委員会

【事業活動】第2回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会(8/29)、歯科相談(5件)【報告事 項】名古屋国税局管内顧問税理士会議結果並び に同税務指導者協議会提出協議題、新規高等学 校卒業予定者の採用選考及び採用決定とその後 の対応【協議事項】医師等資格確認検索システ ムの拡充、平成25年度医療管理講習会の日程並

#### びに講師

#### ●学術委員会

【事業活動】第2回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会(8/29)、平成25年度日歯生涯研修 セミナー(9/1、愛知)【報告事項】学術HPの 改訂、平成25年度日歯生涯研修セミナーDVD 版実費(有料)頒布申込み、日歯雑誌「都道府 県学術メッセージ」欄の執筆

#### ●福祉厚生委員会

【事業活動】第2回学術・医療管理・福祉厚生 合同委員会(8/29)

#### ●公衆衛生委員会

【事業活動】第62回三重県学校歯科衛生大会(8/22)、平成25年度フッ化物応用研修会(8/25)、

フッ化物洗口推進事業説明会 (8/25) 【出席会議】第18回三重県歯科保健大会第2回実行委員会 (8/8)、三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会 (8/22) 【報告事項】みえ歯ートネット事業における歯科保健指導実施施設一覧、フッ化物洗口剤の用法・用量の追加【協議事項】「みえ歯ートネット」障がい児(者)歯科診療に関する実態調査(案)

#### ●広報情報委員会

【事業活動】『三歯会報』8・9月号編集、メルマガ発行、MDA News、Sunshine Net、平成25年度最新歯科医療実態調査、会員・役員名簿の更新、FM三重『はぴはぴ子育て』打合せ(8/29)【報告事項】ウェブサイト平成25年8月分アクセス集計、三重テレビ『歯チカラ5』

#### その他の報告

- 1. 障害者歯科センター報告
- 2. 県歯・郡市歯会役員連絡協議会分科会報告
- 3. 第18回三重県歯科保健大会について



の進捗状況、「スポーツ版よ坊さん」の作成【協 議事項】平成25年度最新歯科医療実態調査:再 度の調査票提出依頼

- ●災害時の対応・体制に関する委員会 【報告事項】SECOM安否確認システムによる 訓練結果、同登録者数 (9/2 現在)
- ●がん患者医科歯科連携事業に関するPT 【報告事項】がん連携役員研修会(9/5)

#### ●日歯委員会報告

第1回税務・青色申告委員会(8/8)及び平成26年度税制改正に関する要望書/地域保健委員会関係:第1回8020地域保健活動推進委員会(8/8)、第41回産業歯科医研修会(8/24、25)、歯の健康力講習会(8/31、9/1)、親と子のよい歯のコンクール中央審査会(9/3)

#### 協議事項

- 1. 会務並びに事業の運営について
- 2. NPO法人 MCサポートセンターみっく主催・ みえ医療機関向け虐待対応研修会 (9/23) につ いて
- 3. 歯科医師会館での喫煙について



#### 審議事項

第1号:平成25年度第1回学術研修会の開催並びに講師の選定について(10/27)

第2号:平成25年度三重県歯科医師会睦寿会親睦会の開催について(11/17)

第3号:平成25年度みえ歯ートネット研修会の開催並びに講師の選定について(1/26)

第4号:定款第12条に該当する退会(みなし退会)通知の送付について

第5号:新入会申請について/後藤 匡(四日市)

第6号:互助会入会申請について

第7号: 互助会給付について(8月1日~9月5日申請分)



三重県歯科医師会 顧問税理士・植村公順

## 診療所待合室の絵画の税務の取扱い

Q:診療所待合室の壁に掛ける絵画を購入したのですが、必要経費になるのでしょうか。

A:診療所待合室の壁に掛ける絵画は固定資産ですが、減価償却資産であるか否かを検討する必要があります。所得税法第2条第1項19号は、減価償却資産について「不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、備品、鉱業権その他の資産で償却すべきものとして政令で定めるものをいう」と規定し、所得税法施行令第6条のカッコ書で、「時の経過によりその価値の減少しないもの」は減価償却資産に該当しないと規定しています。そこで、所得税基本通達2-14は、書画、骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは除きます)のように、時の経過によりその価値の減少しない資産は、減価償却資産に該当しない。そして、次に掲げるようなものは原則として書画、骨とうに該当するとしています。

- ① 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ② 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

なお、書画、骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円(絵画にあっては、1号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができます(絵画の単位1号の大きさは、はがき一枚)。

お尋ねの「診療所待合室の壁に掛ける絵画」が「美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等」又は「1号2万円以上の絵画」に該当すれば、減価償却資産でない事業用の固定資産となり、減価償却ができませんので、個人事業所得の必要経費になりません。

お尋ねの「診療所待合室の壁に掛ける絵画」が「複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるもの」又は「1号2万円未満であるもの」である場合には、備品(室内装飾品、耐用年数8年)として減価償却資産に該当し、次により消耗品費又は減価償却費として事業所得の必要経費に算入します。

- ① 1点10万円未満の絵画を事業用に取得した場合は、消耗品費として事業所得の必要経費に算入します(所得税施行令第138条)。また、地方税の固定資産税(償却資産税)の対象となりません。
- ② 1点10万円以上20万円未満の絵画を事業用に取得した場合は、一括償却資産として3年均等償却を選択することができます(所得税施行令第139条)。この一括償却資産として3年均等償却を選択した場合は、地方税の固定資産税(償却資産税)の対象となりません。3年均等償却を選択しないで、普通の償却方法を選択すると地方税の固定資産税(償却資産税)の対象となります。
- ③ 中小企業者である青色事業所得者が1点30万円未満の絵画を事業用に取得した場合は、事業の用に供した年分に取得価額を必要経費に算入します(即時償却)(租税特別措置法第28条の2)。この場合は、地方税の固定資産税(償却資産税)の対象となります。
- ④ 1点30万円以上の絵画(複製)を事業用に取得した場合は、届出による償却方法による器具備品の 減価償却費を事業所得の必要経費に算入します(所得税法第49条)。



# 8月・9月会務日誌

# 8月

- 1日 理事会、第6回がん患者医療連携事業に関するプロジェクトチーム打合せ会開催
- 5日 三重県がん対策推進協議会に田所会長出席
- 8 日 第18回三重県歯科保健大会第 2 回実行委員 会開催
  - 日本歯科医師会第1回税務・青色申告委員 会に太田常務理事出席
- 9日 名古屋国税局管内税務顧問会議が愛知県にて開催され植村顧問税理士出席
- 22日 第62回三重県学校歯科衛生大会開催 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会に

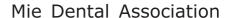
中井副会長出席

- 24日 第12回警察歯科医会全国大会が福島県にて 開催され田所会長、芝田専務理事、陣田会 員出席
- 25日 フッ化物応用研修会開催 亀山歯科医師会社保講習会に大杉常務理事、 稲本理事出席
- 29日 第 2 回学術・医療管理・福祉厚生合同委員会、三重県歯科医師会・郡市歯科医師会役員連絡協議会開催

## 9月

- 1日 平成25年度日歯生涯研修セミナーが愛知県 にて開催され辻副会長、蛭川理事、山田学 術委員、中村学術委員、藤川学術委員出席
- 3日 常務理事会開催
- 5日 理事会、がん連携役員研修会、第7回がん 患者医科歯科連携事業に関するプロジェク トチーム打合せ会開催
- 7日 顧問会議開催
- 8日 日本歯科医師会・国立がん研究センターに よる医科・歯科連携講習会Ⅲ開催
- 10日 三重県口腔保健支援センター開所式に田所 会長、中井副会長出席 第72回日本公衆衛生学会総会第2回実行委 員会に中井副会長出席
- 11日 第17回中規模県歯科医師会連合会に田所会 長、芝田専務理事出席

- 12日 日本歯科医師会第174回臨時代議員会、日本歯科医師会創立110周年を祝う会・役員 就任披露に田所会長、芝田専務理事出席 伊勢地区歯科医師会講演会に辻副会長出席
- 17日 三重県がん対策推進協議会委員等による三 重県がん対策推進条例(案)の意見聴取会 議に田所会長出席
- 19日 いい歯の8020表彰審査委員会、第5回かむ かむクッキングコンクール第1次審査、選 挙管理委員会、裁定審議委員会開催
- 25日 日本歯科医師会第1回医療管理委員会に桑 名理事出席
- 26日 口腔ケア推進支援事業説明会、平成25年度 災害対応における高齢者への食支援及び口 腔ケア研修会、病院における口腔ケア実践 研修会事前講習開催





平成25年度社会保険情報ネットワーク連絡協議会に大杉常務理事、笠井理事、稲本理事、前田理事、井上理事出席

27日 平成25年度社会保険指導者研修会に大杉常 務理事、笠井理事、稲本理事、前田理事、 井上理事出席

28日 三重県臨床検査技師会創立65周年記念式典 に田所会長出席

29日 平成25年度BLS講習会開催

# 会員消息 BINDEIS REWS

本会会員数	(10月1日現在)
正会員第1種(一般)	705名
正会員第2種(勤務)	22名
正会員終身	133名
準会員第3種(法人)	8名
準会員第4種(直属)	2名
長期の疾病等の会員	1名
計	871名
日歯会員数 64,878名	(8月31日現在)



深田弘幸先生(10. 1付) (診津市一身田大古曽690-2 ふかだ歯科医院 電 話 059-232-0888 FAX 059-232-0887 (津)







高山啓禎先生(10. 1付) (診亀山市和田町1488-318 かめやま歯科口腔 クリニック 電 話 0595-84-0084 FAX 0595-84-0085 (亀山)



プ根大輔先生(10. 1付) | 診津市羽所町700 アスト津2F アスト津デンタルオフィス 電 話 059-221-5511 FAX 059-221-5512 (津)



小村国大先生(10. 1付)
 総松阪市船江町471-1
 こむらデンタルクリニック
 電話 0598-31-1532
 FAX 0598-31-1732
 (松阪)



#### Mie Dental Association

#### 診療所名変更

右京博巳先生(伊勢) 医療法人オリーブ会 右京歯科

#### 診療所所在地変更

落合英生先生(四日市) 落合和久先生(四日市) 四日市市諏訪町13-8 アトレ諏訪新道1F

#### 出張所廃止

佐藤 理先生(津) 歯科室アスト

#### 会員名簿訂正

23頁 坂井 裕先生(四日市)診療所

誤 **〒**510-0086 四日市市諏訪栄町15-4 新諏訪ビル 5 F

坂井歯科

TEL•FAX 059-352-2303

正 **〒**510-0092 四日市市新町6-8 セントラル歯科クリニック

TEL•FAX 059-353-3398

23頁 坂井 徹先生(四日市)診療所

誤 同上

正 坂井歯科

## 新入会員プロフィール

#### でとう ただし 後藤 匡先生(四日市)

1. 学歴

高校 私立海星高等学校 大学 愛知学院大学(平成9年度卒業)

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成10年4月 三重大学医学部附属病院

平成12年4月 医療法人滋誠会

平成12年11月 サトウ歯科医院

平成14年11月 おもと歯科医院

3. 開業年月日

平成17年2月8日

4. メッセージ

この度、入会させていただくことになりま

した後藤 匡と申します。

自分はすでに開業して8年経っております。 これまで自分なりに、地元の方の役に立つ よう歯科医療を行ってまいりました。

今回、縁あって四日市歯科医師会の前会長 の浅野先生に声をかけていただき、自分とし ましても、もう少し広い視野で地域医療に貢 献しようと思い入会させていただくことにし ました。

これまで以上に歯科医療全般に精進するつ もりですので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお 願いいたします。



#### と ね だいすけ 刀根大輔先生 (津)

1. 学歴

高校 私立三重高等学校 大学 愛知学院大学(平成14年度卒業)

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成15年4月 さいとう歯科

平成16年2月 にしい歯科医院

平成18年2月 医療法人佐藤歯科医院

3. 開業年月日

平成25年10月7日

4. メッセージ

本年度、10月に入会させていただくことに なりました刀根大輔と申します。 松阪市出身で、今年10月に津市にて開院致 しました。

知識、経験もまだまだ拙い私ではありますが、お子様から高齢者の方まで安心して来院 していただけるような医院になるよう、一所 懸命取り組んでいきたいです。

歯科医師会員としても、地域の皆様の健康に貢献させていただければと思っており、地域医療活動の中で、会員の先生方にお世話をおかけすることとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ふかだ ひろゆき 深田弘幸先生(津)

1. 学歷

高校 私立同志社高等学校 大学 徳島大学(平成18年度卒業)

- 卒業後の研修先・勤務先
   平成19年4月 大木歯科医院
- 3. 開業年月日
   平成25年11月19日
- 4. メッセージ

この度、入会させていただくことになりま した深田弘幸と申します。

ご来院していただく患者様一人一人に満足していただけるような、そして地域に貢献していけるような歯科医院作りを、スタッフと共に一丸となって進めていきたいと思っております。

趣味はテニスです。時間を作って少しでも 体を動かせるよう頑張っていきたいと思いま す。

まだまだ若輩者の私ですが、ご指導ご鞭撻 の程よろしくお願い申し上げます。







#### たかやまひらよし **高山啓禎先生**(亀山)

1. 学歴

高校 私立桃山学院高等学校 大学 神奈川歯科大学(平成15年度卒業)

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成16年4月 三重大学医学部附属病院

歯科口腔外科

平成18年4月 三重大学医学部附属病院

臨床麻酔部

200年 4 日 二季月歩到房庭人

平成20年4月 三重県歯科医師会 障害者歯科センター

平成20年12月 歯科増田医院(生駒市)

平成21年8月 医療法人社団明愛会

おかむら歯科(伊賀市)

3. 開業年月日

4. メッセージ

平成25年10月7日

この度、入会させていただきました高山啓 禎です。 卒後、三重大学医学部附属病院歯科口腔外科で研修させていただき、その後、全身管理、麻酔分野に興味を持ち、同・臨床麻酔部で多くの貴重な経験をさせていただきました。これまでに学んだ知識や技術を患者様に還元し、地域に貢献できればと思い開業を決意しました。その後、伊賀市のおかむら歯科で4年間、治療、医院経営などもご教授いただき、開業に至りました。

今後は安心、安全、新しい分野の歯科医療を追究し、医院を展開していきたいと思っています。「かめやま歯科口腔クリニックの力を未来の力に」をテーマに、地域の方々の明るい未来につながるように貢献していきたいと思います。

微力ではございますが、歯科医師会を通じて地域の活動に貢献できるように、これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

#### 小村国大先生(松阪)

1. 学歷

高校 三重県立松阪高等学校 大学 日本大学(平成17年度卒業)

- 2. 卒業後の研修先・勤務先 平成18年4月 埼玉医科大学 平成24年4月 医療法人健友会
- 開業年月日
   平成25年10月10日





### 告知板

# Information

# 第41回三重歯科・口腔外科学会開催ならびに特別講演のお知らせ

恒例の三重歯科・口腔外科学会を下記のごとく開催致します。今回は、本年10月1日付で三重大学大学 院医学系研究科口腔・顎顔面外科学教授に着任されました新井直也先生による特別講演がございます。ま た、今年は教室開設以来60年目の節目の年ともなります。

つきましては講演会終了後に、新井教授就任ならびに教室開設60周年記念を兼ねました祝賀・懇親会を 行いますので、是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

開催日:平成25年12月7日(土) ※今年は第一土曜日ですのでご確認下さい。

学 会:三重県口腔保健センター(☎059-227-6488)

特別講演:ホテルグリーンパーク津(☎059-213-2111)

三重大学大学院医学系研究科口腔・顎顔面外科学分野

新井直也 教授

参加費:無料

懇 親 会:ホテルグリーンパーク津

会 費:歯科医師 15,000円

歯科口腔医療協働者 無料

<問い合わせ先> 〒514-8507 三重県津市江戸橋2-174番地 三重大学口腔・顎顔面外科学室 三睦会会長 田川俊郎 TEL 059-232-1111 内線5635

FAX 059-231-5207





### 第35回 三重県歯科医師会ゴルフ大会開催される

去る9月26日(木)、伊勢カントリークラブにて標記大会が開催されました。台風の影響で非常に風の強い日でしたが、50名の先生方にご参加いただき楽しい一日となりました。

今回は、県歯・田所 泰会長も参加、ラウンド 後の表彰式では挨拶もしていただき、和やかな雰 囲気の中で閉会となりました。

優勝は高山雅也先生(津)。公務のため、表彰式 の優勝発表の時には会場を後にされており、優勝



スピーチが聞けなかったのが残念でした。 2 位には山内貴司先生(四日市)。惜しくも 3 連覇ならずでしたが毎年素晴らしい成績です。 3 位は中西以穂先生(伊勢)。男性顔負けのグロス82。ニアピンも獲得され沢山の賞品を持ち帰っていただきました。

上位の	D成績		グロス	ハンディー	ネット
優勝	高山	雅也(津)	9 4	22.8	71.2
2位	山内	貴司 (四日市)	8 4	1 2.0	7 2.0
3 位	中西	以穂(伊勢)	8 2	9.6	72.4
4位	浜口	陸郎(伊勢)	8 7	1 4.4	72.6
5 位	芝田	憲治(四日市)	1 1 3	3 9.6	7 3.4
ベスト	ヘグロス	マ 中村 祐治 (伊勢)	8 0		

(敬称略、競技はダブルペリア方式、カット、上限なし。同ネットは年長者上位)

次回は平成26年9月25日(木)、四日市カンツリー倶楽部での開催を予定しております。詳細が決定次第 ご連絡いたしますので多数のご参加お待ちしています。

(津・西本康助 記)



# 互助会の現況

(25年8月1日~31日)

20,000,000円

(25年9月1日~30日)

#### 第1部(疾病共済)

 入会
 1名
 退会
 0名
 累計
 745名

 収入累計
 188,150,562円
 {繰越
 187,627,348円

 入金
 523,214円

 支
 出
 600,000円

 (定期
 118,000,000円

 普通
 49,550,562円

国債

療養給付: 2名 死亡給付: 0名

#### 第2部(火災・災害共済)

 入会
 1名
 退会
 0名
 累計
 754名

 収入累計
 157,574,022円
 繰越
 157,496,595円

 大金
 77,427円

 支
 出
 0円

 残
 高
 157,574,022円
 定期
 110,690,000円

 普通
 46,884,022円

<b>第一部(沃州六</b> 河)						
入会	1名	退会(	)名	累計	746名	
ıl⊤# 1	<b>⊞</b> = 1.	107 550 5	COIII	[繰越	187,550,562円 0円	
4X./\.	糸訂	187,550,5	02円	入金	0円	
支	出	609,0	00円			
				[定期	118,000,000円	
残	盲	186,941,5	62円	普通	118,000,000円 48,941,562円 20,000,000円	
				国債	20.000.000円	

療養給付: 2名 死亡給付: 0名

第1部 (疾病共済)

#### 第2部(火災・災害共済)

 入会
 1名
 退会
 0名
 累計
 755名

 収入累計
 157,576,455円
 繰越
 157,574,022円<br/>入金
 2,433円

 支
 出
 4,000円
 生
 110,690,000円<br/>普通

 機
 46,882,455円

	平成25年4月診療分歯科診療報酬状況(三重県)						
		社	会 保	険	国	民 保	険
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一般	本 人	1.9	624.8	1,157.8	1.9	624.5	1,211.4
川文	家 族	1.6	575.0	947.4	1.9	024.0	1,211.4
後期高幽	給者医療	_	_	_	2.1	678.1	1,400.3

	平成25年5月診療分歯科診療報酬状況(三重県)						
		社	会 保	険	国	民 保	険
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一般	本人	1.8	622.8	1,109.3	1.9	626.5	1,187.0
一加又	家 族	1.6	573.6	917.8	1.9	020.0	1,107.0
後期高齢	鈴者医療	_	_	_	2.0	671.0	1,349.7

### 三重県歯科医師 国民健康保険組合

#### **MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION**

平成25年6月/7月

現況

#### 保険給付状況

25年6月

25	#	7	н

				25年6月
		件数	費用額	保険者負担額
療養	当月分	3,446	49,633,270	35,207,159
給付費	累計	10,611	143,283,426	101,414,649
·	当月分	103		348,359
療養費	累計	315		1,103,557
高 額	当月分	40		2,604,246
療養費	累計	103		7,071,493
移送費	当月分	_		_
1夕 込 真	累計	_		_
出産育児	当月分	1		420,000
一時金	累計	11		4,620,000
葬 祭 費	当月分	_		_
,	累計	_		
傷病	当月分	15		601,000
手 当 金	累計	40		1,399,000

				25年7月
		件 数	費用額	保険者負担額
療養	当月分	3,574	51,912,268	36,676,741
給付費	累計	14,185	195,195,694	138,091,390
療養費	当月分	92		310,787
原 食 賃	累計	407		1,414,344
高 額	当月分	27		1,920,408
療 養 費	累計	130		8,991,901
20 'Y 弗	当月分	_		_
移送費	累計	-		-
出産育児	当月分	3		1,260,000
一時金	累計	14		5,880,000
<b>芸 タン</b> 弗	当月分	-		-
葬祭費	累計	_		_
傷病	当月分	13		727,000
手 当 金	累計	53		2,126,000

#### 収支状況

#### 25年度25年7月累計

	X	分		金	額
歳	入	合	計	569,	306,414
歳	出	合	計	191,	621,383
収	支 差	引残	高	377,	685,031

#### 25年度25年8月累計

	X	分		金	額
歳	入	合	計	642,	224,044
歳	出	合	計	275,	562,317
収	支 差	引残	高	366,	661,727

#### 被保険者異動状況

#### 25年8月31日現在

X		分	被保険者数	前月との比較
組	合	員	2,726	△ 15
家		族	1,730	Δ 2
	計		4,456	△ 17

#### 25年9月30日現在

				- // // //
X		分	被保険者数	前月との比較
組	合	員	2,728	2
家		族	1,726	△ 4
	計		4,454	△ 2

#### MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

#### 事業主の皆様へ

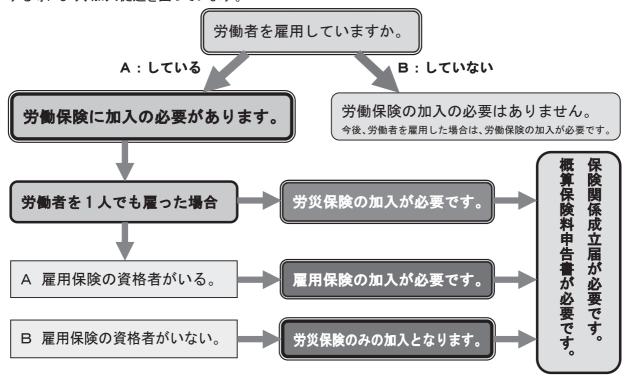
#### ~11月は「労働保険適用促進強化期間」です~

### 労働保険の加入手続はおすみですか!

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。

労 働	保険
労 災 保 険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、 疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正 な保護をするため、必要な給付を行うこと等を 目的とした制度	

三重労働局では、11 月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、"労働保険の未手続事業場の一掃"を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。



#### ◎ 費用徵収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険給付額の 40%又は 100%を事業主から徴収されることになります。

#### ◎ お問合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎:059-226-2100 又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

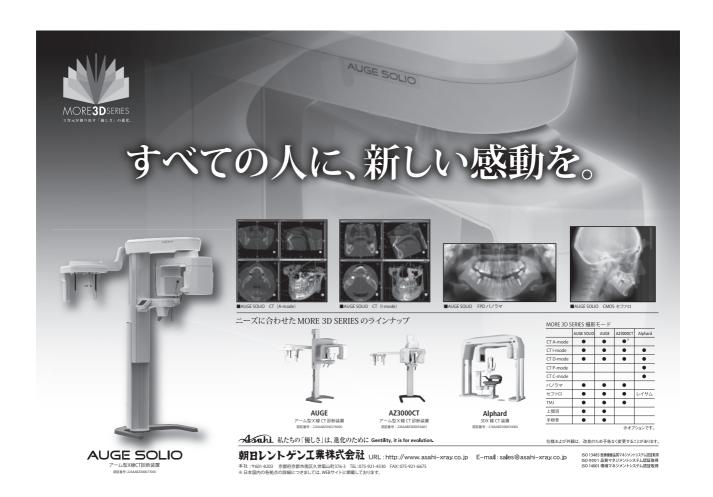
### 編集後記 Editor's Note

7月から広報情報委員を拝命しました。県歯の 委員を務めるのは初めてで、7月18日(木)の第1 回委員会にも緊張して臨んだのですが、思い切っ て月末の郡市会長会議の取材に手を挙げました。

新執行部では最初の会長会議、田所新会長による「これまでの歯科医師会が社会や患者の要請に応えてきたように、少子高齢化や疾病構造の変化に対応していきたい」との所信表明は、会の長い歴史とこれからの姿について考えさせられるものでした。診療時間の届け出に関する質問が出た際

に、社保担当常務と医療管理担当常務がそれぞれ の立場から的確な情報を示し、分かりやすく解説 したコンビネーションも印象的でした。

初めての取材で、一般会員としては縁遠い印象 もあったこうした会議が、実は日々の臨床に直結 したものであることが実感でき、改めて県歯の会 員であることの意味を考える機会にもなりました。 三重県歯には自分と同世代の若い会員も多いので、 少しでもこうした姿を伝えていければと思います。 (広報情報委員・廣田好昭 記)



平成25年11月10日印刷/平成25年11月15日発行

#### 三歯会報

発行所/〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目120-2 公益社団法人三重県歯科医師会 **2**059-227-6488/発行人/田所 泰/編集/広報情報委員会/印刷所/矢田印刷 三重県歯科医師会公式ウェブサイト address http://www.dental-mie.or.jp/



#### 株式会社 損害保険ジャパン

三重支店 津支社 〒514-0004 三重県津市栄町 3-115 TEL.059(226)3011 ホームページアドレス http://www.sompo-japan.co.jp

### 会員好評受付中!

# mint

生重インターネットサービス

### プローアルウアの表表をある。 mint はインターネットをトータルにサポートします。

http://www.mint.or.jp/

お問い合わせは

※ 三重データ通信株式会社

TEL: 059-223-1818 E-Mail: info@mint.or.jp

### 

2013年浜学園 中学合格実統

、村学入試

浜学園創設以来、過去最高の合格者数!

医学部「現役」合格者数ランキング 上位の学校へ多数合格! 2013年春中学入試合格実績

**280目の日本一**達成 灘 中 95 2

1 5年連続 日本一達成! 洛南高附属中 104。

 フ 年連続 日本一達成! 東大寺学園中 104。

**4**年連続**日本**一達成! 西大和学園中 223 浜学園が多くの合格者を出している「灘中」は「医学部現役合格」 №0.1!

#### 漢性中学校とは…

2013年灘高の大学合格実績 東大理皿へ27名合格(定員100名) 京大医学科へ24名合格(定員112名) 他、国公立大医学部・医学科へ40名合格

●無同牧胆云とか中の末人・ぶ人・国ム立人区子即口怕自致●											
	2013年		2012年								
2013年	度 卒業者数 224	Ţ	2012年度 卒業者数 219								
東大:(ラ⁵)	京大 :( うち (医学科)	国立大 医学部	東大 : (うち)	京大 :( うち 2学科)	国立大 医学部						
105 : 27	41 : 24	40	98 : 16	34 : 22	36						

医学部「現役」合格者数ランキング(2013年)●											
順	立	学校名	3	Ē	听在地	卒業生数	合格者数				
		灘		兵	庫	224	55				
2	2	洛南高	附属	京	都	504	50				
3	3	東	海	愛	知	421	46				
4	ŀ	東大寺	学園	奈	良	222	33				
5	5	ラ・サ	ール	鹿	児島	232	32				
6	5	久留米人	付設	福	岡	201	29				
7	7	桜	蔭	東	京	232	27				
8	3	新	澙	新	澙	394	24				
8	3	西大和	学園	奈	良	348	24				
8	3	智辯学園	和歌山	和	歌山	269	24				
8	3	広島:	学 院	広	島	175	24				
8	3	熊	本	熊	本	400	24				

#### 浜学園では来春2月入塾希望者の募集が始まっています!

新小2▶新小6

新年度よりの入塾希望者が入塾テストに合格し、入塾手続きを完 プール制度 了すると <mark>プール生</mark> として登録され、新年度開講月(2月)まで、 塾生資格が持続する制度です。

★ プール生 期間中に受験した 公開学力テスト (受験料無料)の最も上位の成績で 新年度をスタートできます。



#### 第3回学力診断無料オ-

11/16(±) 10:30~11:50±t-t 14:30~15:50 11/17(B) 10:30~11:50または13:30~14:50

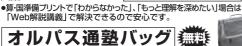
| 本名古屋教室では11/16 は実施しません

### ル生の各種特

▶ 11月~1月の 公開学力テスト 無惑



- ール生登録をした新小6生の場合、11月から1月までの3か月間、無料で 「公開学力テスト」を受験できます(社会を除く)。
- ブール生 算数・国語準備プリント
- ●11月~1月、毎月1回提供します。提出していただいたプリントは、 担当講師が点検・検印、コメントを記入し返却します。
- 圏 🏗 準備プリント Web解説講義 痲
- 「Web解説講義」で解決できるので安心です





(3,150円(税込))

の歴史と実績に基づく最高水準の指導システム

独自の学習システム

/ 学習計画表

学習目標を小きざみに設定し、授業や 家庭学習に打ち込めるよう応援します

能力に応じたクラス編成

各自の学習到達度に応じたクラス 編成で学習効果アップを図ります。

-流の講師陣

やさしさと厳しさで塾生の能力を引き上げる 受験指導に精通した教科別専門講師陣。

② 復習主義

「講義→家庭学習→復習テスト」の学習サイクル。 徹底した復習が成績アップの第一歩です。

### きめ細かなケア&フォロー

| 授業はオープン

保護者の方の視点や意見を大切にするため、 授業参観も随時受け付けています。

家庭学習や質問フォロー

- 授業時間以外の学習もバックアップ。 塾生のやる気と熱意に応えます。
- 歴生のヤや気に無なます。 規築前途の関限型け(全学年) ヘーパー質問受け制度(小3〜小6) 難問解説集(小4〜小6) テキストの解答・解説の充実 欠席者のための「顕善要点のまとめ」(小2〜小6) 欠席者への便も討義選提 S・Hプラスに手厚いフォローシステムを導入

個別教育相談

人塾テストを受験してください。人塾希望の方は公開学力テストま たは

小6

、塾テスト 〈受験料〉無料 当日、ご都合の悪い方はお申し出ください。
〈科目〉算数・国語 日時ご相談のうえ随時実施いたします。(要予約)

入塾説明会

中学入試の現状と浜学園の指導システムについて詳しくご説明します。浜学園に入塾希望の保護者・生徒ならどなたでも参加できます。

対象構座「一般コース」

議義⇒家庭学習⇒復習テストを体験

2週間無料体験入塾 鐵腳

12/ 

力だめしのための受験大歓迎!偏差値により、有名国立・私立中学への合格確率が判定できます!

▶申込方法…下記へお電話、またはHPでお申し込みください。

小6 (HP申込可

14:30~15:30 第(25)\* 国(25) 40)・理(25)

医学部 「現役」 合格に一番近い!



▶ホームページへ今すぐアクセス! 浜学園 検索 🎖

名古屋教室 ☎052-454-3911

JR名古屋駅太閤通口より徒歩3分名古屋市中村区橋町15-19

本の52-744-0190 地下鉄・JR千種駅より徒歩3分 高級市千個公内 18 (千種駅にル 1年・27)

⊣ama×

はまキッズ オルパスクラブ 浜学園千種教室に併設

いりなか教室 ☎052-861-2701 地下鉄銀票線いりなか駅 よりすぐ たこだではないりょう







製品の使い方動画も見れる 「クリアフィルクラブ」 http://clearfil.dental-plaza.com



製造販売 クラレノリタケ デンタル株式会社 新潟県貽内市倉敷町2-28 〒959-2653 www.kuraraynoritake.jp

販売 株式会社モリタ 大阪本社 大阪府吹田市垂水町3-33-18 〒564-8650 Tel:06-6380-2525 東京本社 東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 Tel:03-3834-6161